第2章

子ども・若者と
家庭を取り巻く状況

1 国・東京都・豊島区の動向

1 国の動向

① こども基本法の施行、こども大綱の策定

- こども基本法は、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に施行されました。
- 同法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に則り、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。
- 同法第11条では、地方公共団体は、子ども施策を策定・実施・評価するに当たり、子どもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとするとし、地方公共団体に子ども等の意見の反映が義務付けられました。
- また、同法に基づき令和5年12月にはこども大綱が閣議決定されました。これにより、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱が一つに束ねられ、子ども施策の基本的な考え方と重要事項、推進するために必要な事項が定められました。

② 児童福祉法等の改正

- 深刻な児童虐待事件が後を絶たないなど、児童虐待が大きな社会問題となり平成28年6月、児童福祉法が改正され、子どもを権利の主体として位置付けるとともに、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策の強化が図られました。これにより、市町村は児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導等の必要な支援を行うための「子ども家庭総合支援拠点」の整備が努力義務とされました。
- 併せて、母子保健法の改正により母子保健に関する各種の相談に応じる等の事業を行う「子育て世代包括支援センター」の整備が努力義務とされました。
- 令和元年6月には、子どもへの体罰の禁止、児童相談所における機能強化などが盛り込まれ、改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法が成立し、令和2年4月から施行されました。
- 令和4年には、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童福祉法及び母子保健法の改正により市区町村にこども家庭センターの設置が努力義務化される等、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う法改正がなされ、令和6年4月に施行されました。

③ 子ども・子育て支援法等の改正

● 急速な少子化と人口減少に歯止めをかけるため、令和5年12月には「こども未来戦略」が閣議決定されました。これにより、政策を抜本的に強化するため3つの基本理念をもとに、保育施策について量の拡大から質の向上へ政策の重点を移す方針が示され、また、児童手当の抜本的拡充や出産等の経済的負担の軽減等、令和6年度からの3年間で集中的に取り組む具体的施策をまとめた「加速化プラン」が盛り込まれました。

● 令和6年6月、加速化プランの施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設するために、子ども・子育て支援法等の一部改正についてが公布されました。

2 東京都の動向

① 東京都こども基本条例の施行

● 東京都は、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、子どもの健やかな成長に寄与することを目的として、多岐にわたる子ども政策の基本的な視点を一元的に規定する「東京都こども基本条例」を定め、令和3年4月1日に施行されました。

② 「都道府県こども計画」への都の対応

● こども基本法第10条では、都道府県こども計画と市町村こども計画の策定が努力義務とされました。

● 東京都では、「子ども・子育て支援法」「次世代育成支援対策推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく、子ども・子育て支援の総合計画である『東京都子供・子育て支援総合計画』と、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく『東京都子供・若者計画』の2つの法定計画、及び、子ども目線で捉え直した政策の「現在地」と、子どもとの対話を通じた「継続的なバージョンアップの指針」である『こども未来アクション』、東京都の少子化対策を総合的に推進するためのアクションプランである『東京都の少子化対策』の2つを併せた4つの計画により「こども大綱」の政策目的と軌を一にして、子ども政策・少子化対策を推進することで、「都道府県こども計画」への都の対応としています。

3 豊島区の動向

① 豊島区子どもの権利に関する条例

● 豊島区では、こども基本法（令和4年法律第77号）の制定に先立ち、平成13年に豊島区青少年問題協議会が、青少年の参加・参画を推進する最重要課題として「子どもの権利擁護の仕組みづくり」を答申し、平成15年には権利の主体としての青少年の成長を支援する方策として、「子どもの権利条例の制定」が最重要課題と答申したことを踏まえて、平成18年3月に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定しました。

- 平成18年4月から条例を順次施行し、児童虐待相談件数の増加を背景に平成22年1月には子どもの権利侵害からの救済・回復を支援するための機関として「子どもの権利擁護委員」を設置しました。

- 平成28年の児童福祉法改正において、児童が権利の主体であることが同法の理念等として明確化されました。このことを踏まえ、子どもの権利保障に向けた施策を推進するために、平成30年1月に「子どもの権利委員会」を設置し、令和2年3月には「子どもの権利推進計画」を策定しました。子どもの権利委員会では、区の取り組みについて、子どもの権利保障の観点から実施状況を調査・審議し、制度改善等につながるよう評価・検証を行っています。

- 令和2年に第1回目となる「としま子ども会議」を開催しました。子どもから区の施策に関する意見を聴き、提案された意見を施策に反映するよう努めることで、子どもの意見反映及び社会参画のさらなる充実を図っています。

② 「こどもまんなか応援サポーター」宣言

- 「こどもまんなか宣言」は、子どもたちが健やかで幸せに成長できるような「こどもまんなか社会」の実現に向け、社会全体で取り組むことに賛同し、応援してくれる個人、企業、団体のことで、こども家庭庁が進める事業です。

- 個人や地方公共団体、企業が「こどもまんなか応援サポーター」として自ら行動に取り組むことを目指しています。

- 豊島区においても、令和5年8月に「こどもまんなか社会」の趣旨に共感・賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」として、子どもにやさしいまちに向けた取組を進めることを宣言しています。

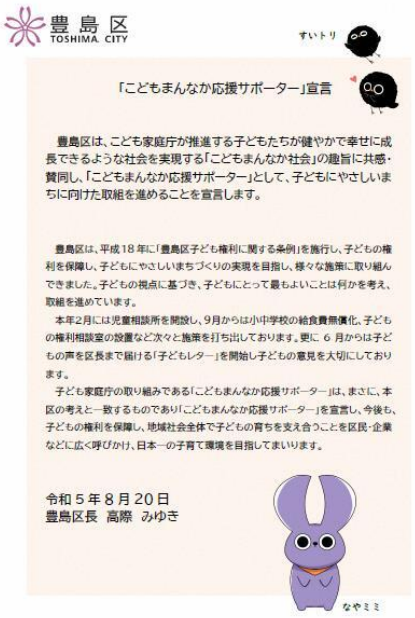
豊島区 TOSHIMA CITY

すいトリ

「こどもまんなか応援サポーター」宣言

豊島区は、こども家庭庁が推進する子どもたちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現する「こどもまんなか社会」の趣旨に共感・賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」として、子どもにやさしいまちに向けた取組を進めることを宣言します。

豊島区は、平成18年に「豊島区子ども権利に関する条例」を施行し、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの実現を目指し、様々な施策に取り組んできました。子どもの視点に基づき、子どもにとって最もよいことは何かを考え、取組を進めています。

本年2月には児童相談所を開設し、9月からは小中学校の給食費無償化、子どもの権利相談室の設置など次々と施策を打ち出しております。更に６月からは子どもの声を区長まで届ける「子どもレター」を開始し子どもの意見を大切にしております。

子ども家庭庁の取り組みである「こどもまんなか応援サポーター」は、まさに、本区の考えと一致するものであり「こどもまんなか応援サポーター」を宣言し、今後も、子どもの権利を保障し、地域社会全体で子どもの育ちを支え合うことを区民・企業などに広く呼びかけ、日本一の子育て環境を目指してまいります。

令和５年８月20日
豊島区長　高際　みゆき

なやミミ

③ としま子どもの権利相談室（愛称：ふくろう相談室）の開設

- 令和4年3月に、子どもの権利委員会から「豊島区における子どもの擁護に関する施策」について答申され、「子どもたちからの権利侵害に関する相談体制を充実させること」、「権利侵害を受けた子どもを子どもの権利擁護委員をつなぐための機能として相談員を配置すること」等の提言がなされました。

- 令和5年9月、子どもの権利委員会からの答申を受け、子どもの権利侵害に関する相談に応じるための窓口として「としま子どもの権利相談室」を設置しました。としま子どもの権利相談室は、権利侵害に係る子どもからの相談を、第三者機関となる子どもの権利擁護委員につなぎ、迅速かつ適切に救済を図ります。

- 「としま子どもの権利相談室」は、悩みや困難を抱えた子どもたちの早期発見及び未然防止のための独自の取り組みとして、区内の子どもに関わる施設へ訪問しながら子どもたちの相談を受け付けるアウトリーチ型の相談支援を今後も展開していきます。

④ 児童相談所の開設に伴う、新たな児童虐待相談体制の構築

- 近年、子育て環境の問題が複雑化していることから、深刻な児童虐待事件は後を絶たず、虐待等の相談対応件数も年々増加傾向にあります。このような中、児童相談行政に対してよりきめ細やかな対応を図るため、令和5年2月に児童相談所を設置しました。

- 豊島区は複雑化・多様化する児童虐待相談に迅速かつ適切に対応するため、「児童相談所」「子ども家庭支援センター」「長崎健康相談所・池袋保健所」による三機関連携の仕組みを構築し、庁内の関係機関と連携した児童虐待対応を行っています。

- また、豊島区が「児童相談所設置市」に指定されたことにより、児童福祉審議会に関する事務や、児童福祉施設等の認可権限など、16の設置市事務について東京都から移管されました。

⑤ 子ども家庭総合支援拠点から「こども家庭センター」へ

- 児童福祉法の改正により、児童福祉と母子保健の一体的支援を更に強化することを目的とし、区市町村は、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。

- 豊島区では、令和4年に区の児童福祉部門と母子保健部門の組織を見直し、これまであった妊産婦、子育て世帯及び子どもへのサポート機関であった子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センター等、関係組織機能の一体化を図ることで相談支援を進めています。

- 妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を実現することを目的に、令和6年4月からは、関係課にこども家庭センター機能を付与し、合同会議を開催するなど連携を強化しています。

- 豊島区こども家庭センターは、センター長に子ども家庭部長、副センター長に健康部長、統括支援員に子ども家庭支援センター所長を充て、児童福祉と母子保健の更なる一体的運営を目指して取り組んでいきます。

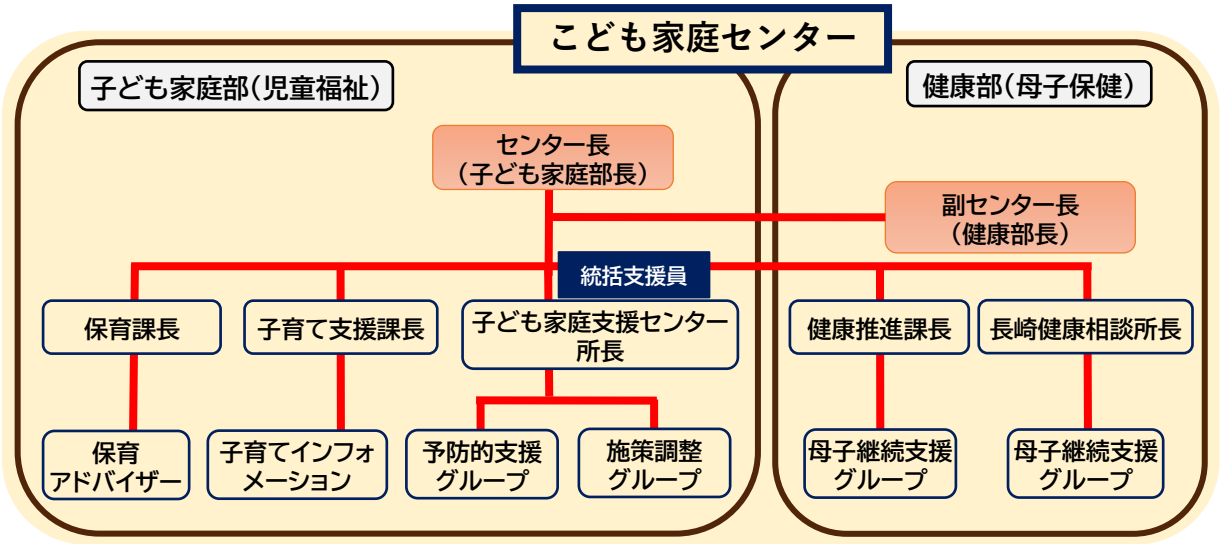

⑥ 児童発達支援センターの開設

- 西部子ども家庭支援センターは、これまで児童発達支援事業所として集団や個別の通所による療育を行い、発達に不安のある子どもたちの日常生活における基本動作の獲得や集団適応訓練などの支援を実施してきました。

- 児童発達支援センターを開設したことにより、医務室、静養室、調理室を設け、今後は専門的な支援として作業療法、言語指導、理学療法、音楽療法に加え、栄養指導を追加し実施しています。

- 児童発達支援センターと西部子ども家庭支援センターを併設することで相談のハードルを下げるとともに、保護者からの依頼に基づく保育所等訪問支援や障害児を預かる施設への助言などの役割を担い、地域の中核的な機関として、高度な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、併せて障害児やその家族、その関係者に対し総合的に対応できるよう支援体制を強化しています。

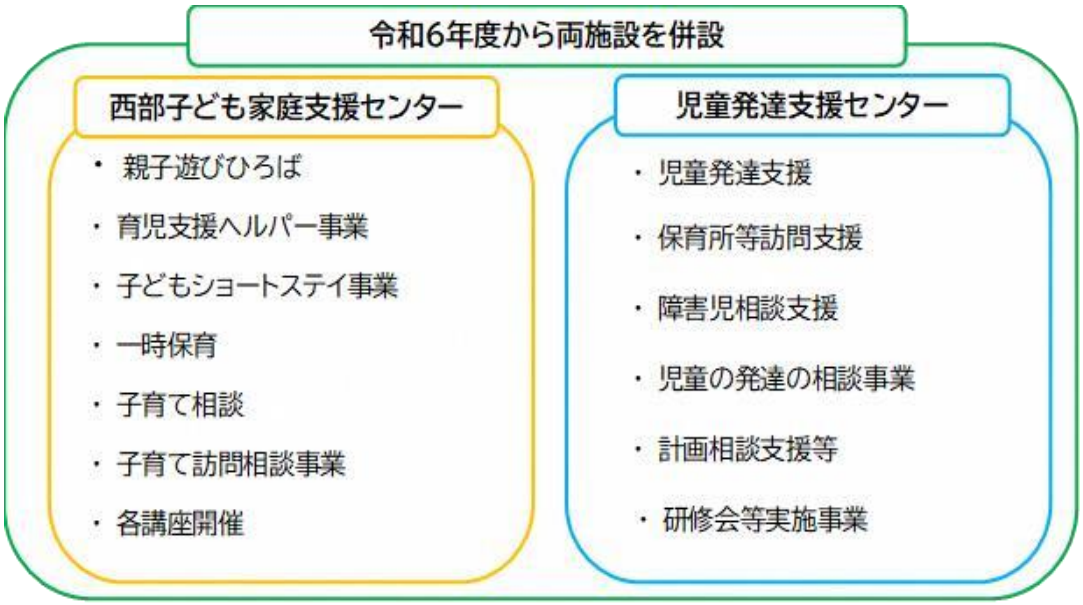

2 豊島区の状況

1 豊島区の現況

1 人口と世帯

1 人口と人口密度

- 豊島区の人口は、令和6年1月現在291,650人（うち外国人人口32,732人）となっています。平成27年には昭和60年の人口を30年ぶりに上回り、その後は新型コロナウイルス感染症の拡大により令和3年及び4年は減少傾向にありましたが、令和5年度以降は回復傾向となっています。

- また、区の人口密度は、令和6年1月現在1平方キロメートルあたり22,417人であり、特別区の中で人口密度が最も高い都市となっています。

豊島区の人口の推移

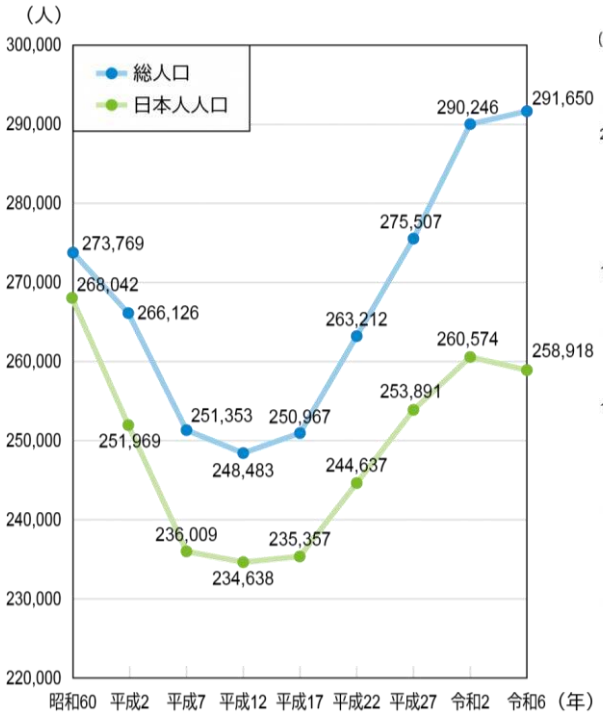

各区の人口密度の推移

（各年1月1日現在・住民基本台帳及び外国人登録※）

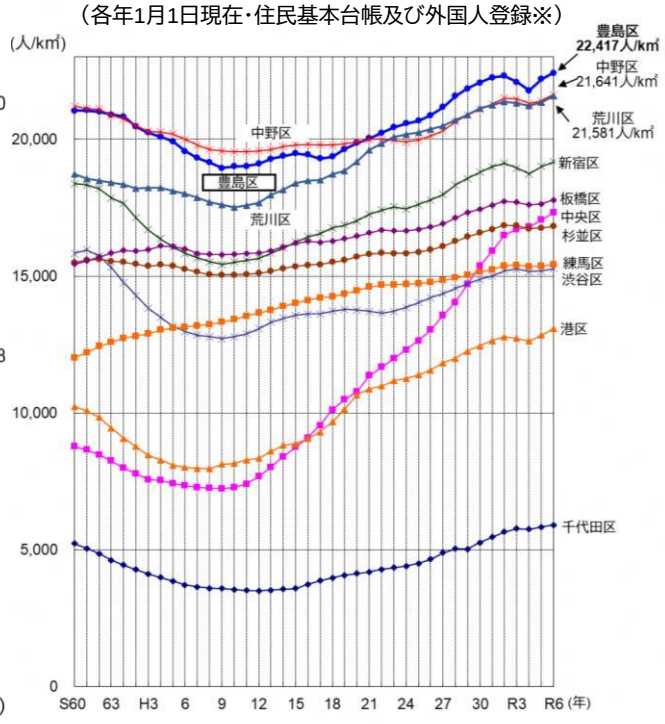

※人口密度＝人口総数/面積
※人口総数について、平成24年以前は、住民基本台帳による日本人住民数に外国人登録者数を加えている。
住民基本台帳法の改正（H24.7）以降は、住民基本台帳による日本人住民数及び外国人住民数を用いている。

出典：【人口】東京都の統計
【面積】特別区の統計

② 年少人口と少子高齢化

● 15歳未満の年少人口は、令和6年1月現在26,095人となっています。平成18年まで減少を続けてきましたが、その後は人口の増加に伴い増加し、令和2年以降は横ばいになっています。

豊島区の年齢(3区分)別人口推移

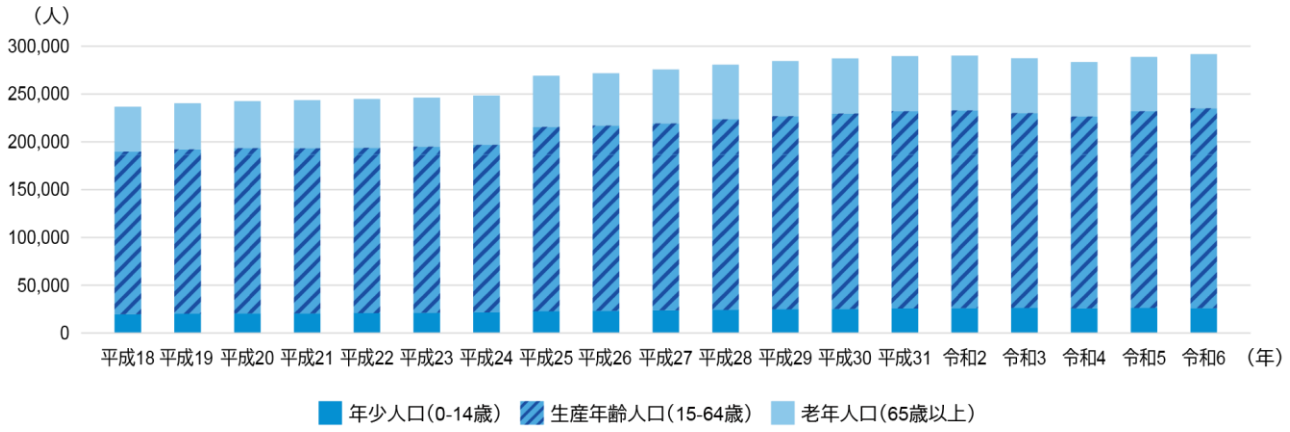

年次	H18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
老年人口(65歳以上)	46,874	48,103	49,125	50,209	50,952	51,161	51,469	53,401	54,696	56,214
生産年齢人口(15-64歳)	170,037	171,932	172,890	172,620	172,762	173,616	175,094	192,653	193,565	195,420
年少人口(0-14歳)	19,746	20,240	20,542	20,633	20,923	21,252	21,736	22,905	23,382	23,873
計	236,657	240,275	242,557	243,462	244,637	246,029	248,299	268,959	271,643	275,507

28年	29年	30年	31年	R2年	3年	4年	5年	6年
57,162	57,464	57,598	57,510	57,435	57,293	56,914	56,657	56,608
199,183	201,988	204,284	206,216	206,609	203,760	200,408	205,728	208,947
24,294	24,855	25,229	25,782	26,202	26,247	26,020	26,319	26,095
280,639	284,307	287,111	289,508	290,246	287,300	283,342	288,704	291,650

出典:住民基本台帳各年1月1日
※住民基本台帳法の改正により、平成25年以降住民基本台帳人口に外国人住民数が含まれている。

● 平成26年に15～24歳の年齢層の割合が最も低くなりましたが、その傾向は令和6年においても続いており、8.3%となっています。65歳以上の高齢者の割合は、令和6年では前年と同様に21.5%となりました 。

豊島区の年齢構成別人口の推移

人口の推移（日本人のみ）

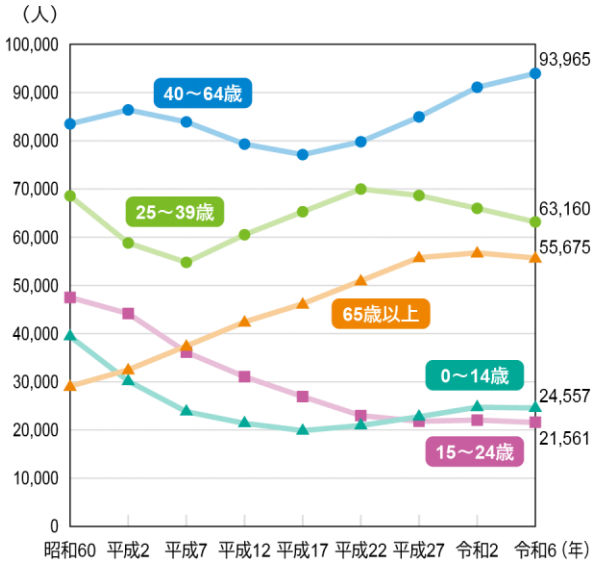

構成比の推移

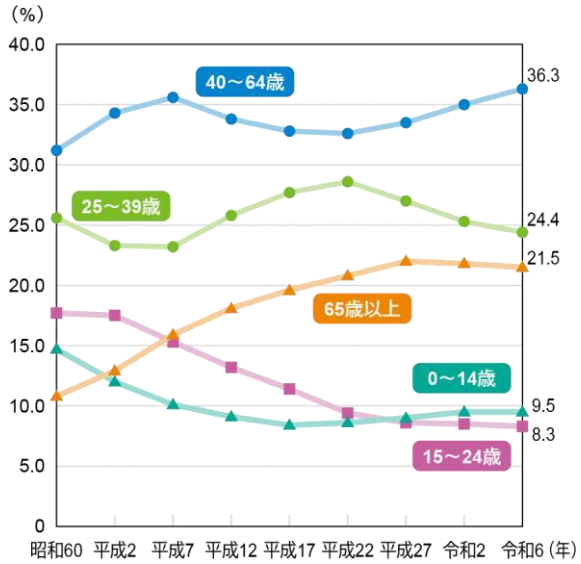

出典：住民基本台帳(日本人住民のみ)：各年1月1日

● また、23区のなかで、少子高齢化の状況を比較すると、高齢者の割合は19.4％で、7番目に低い値となっています。年少者の割合は8.9%と、台東区、新宿区、中野区に次いで4番目に低い状況です。

豊島区の年齢構成別人口の推移

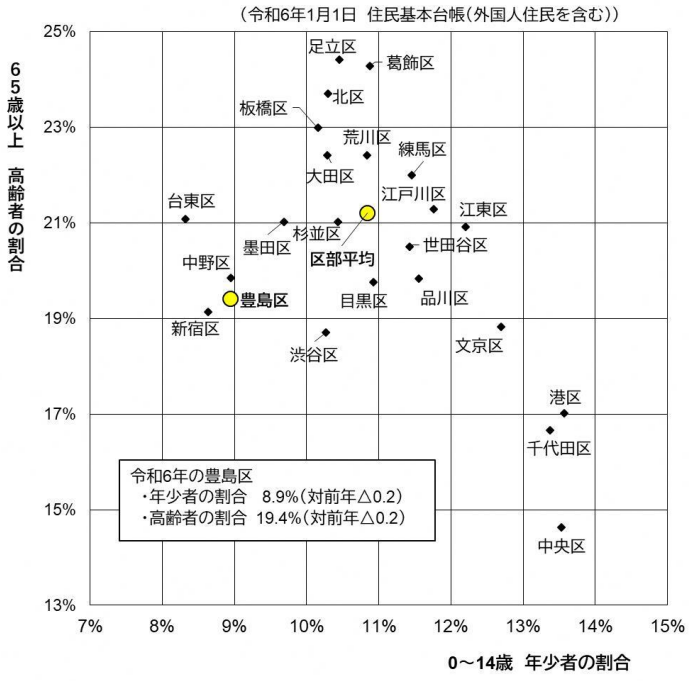

出典：企画課作成資料

③ 外国人人口

ア 外国人住民の割合

● 東京都23区の中で比較すると、豊島区の外国人住民割合は、新宿区に次いで2番目に多くなっています。

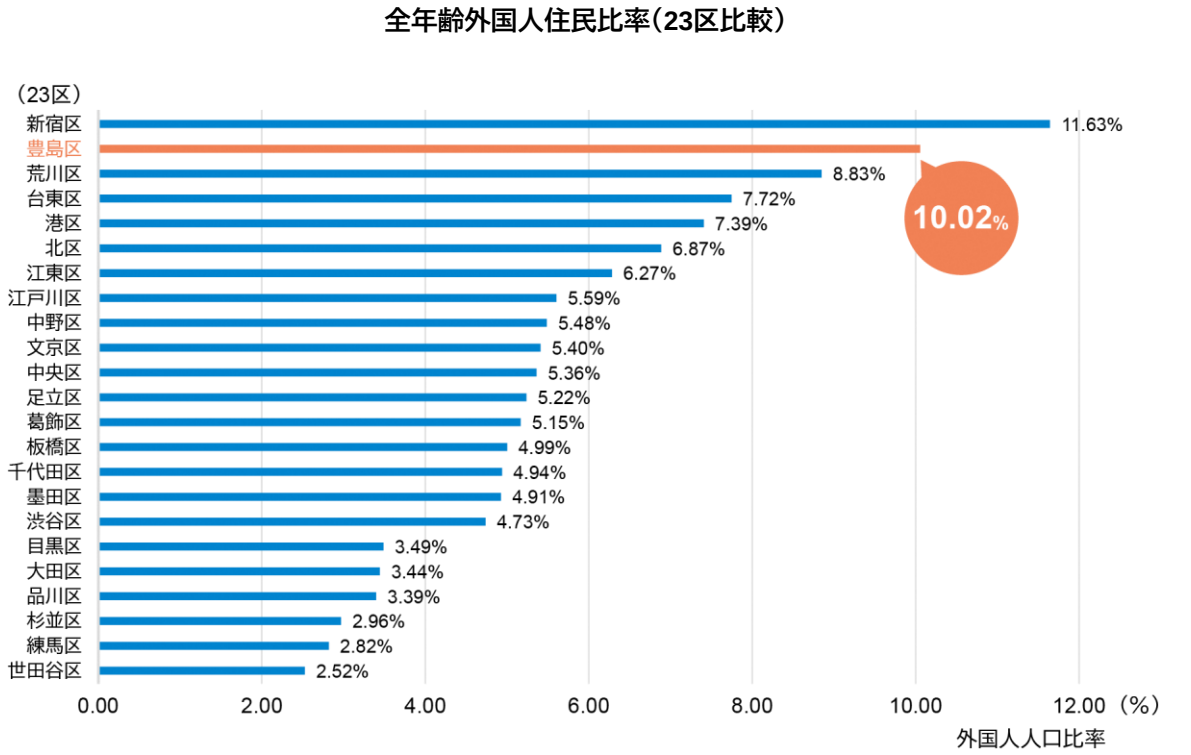

出典：令和5年1月1日　住民基本台帳

イ 年代別外国人住民数

● 10歳ごとに住民数をみると、20～29歳が最も多くなっています。

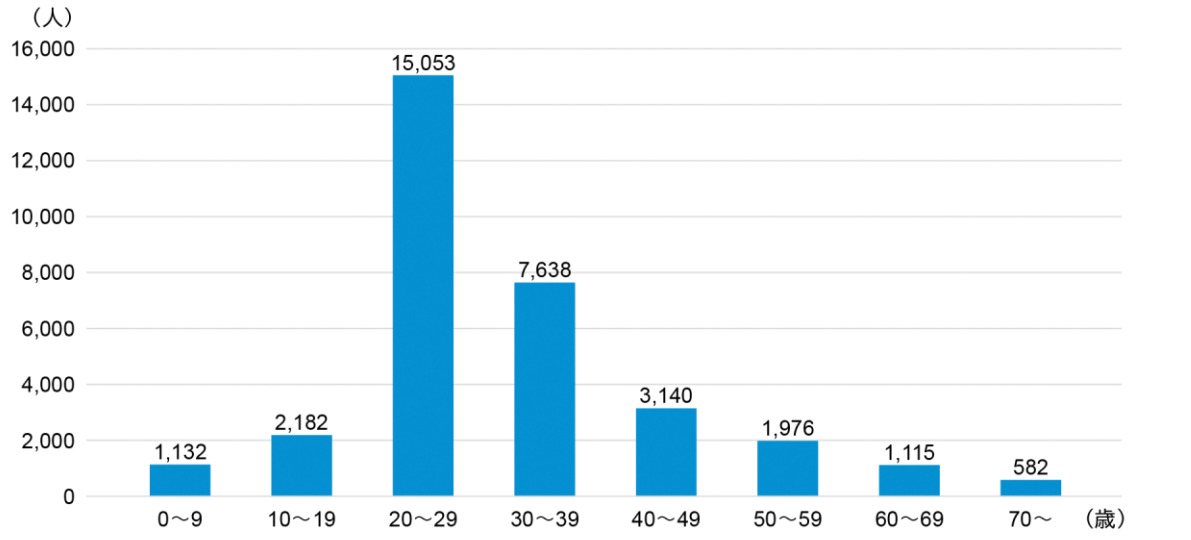

出典：令和6年1月1日　住民基本台帳

ウ 国籍別住民の割合

● 外国人住民数は、新型コロナウイルス感染症の拡大により令和3年及び4年は減少傾向にありましたが、令和5年以降増加しています。国籍別に住民数割合をみると、中国国籍の住民が最も多く、区内外国人住民数の約半数を占めています。

国籍別外国人住民数の推移

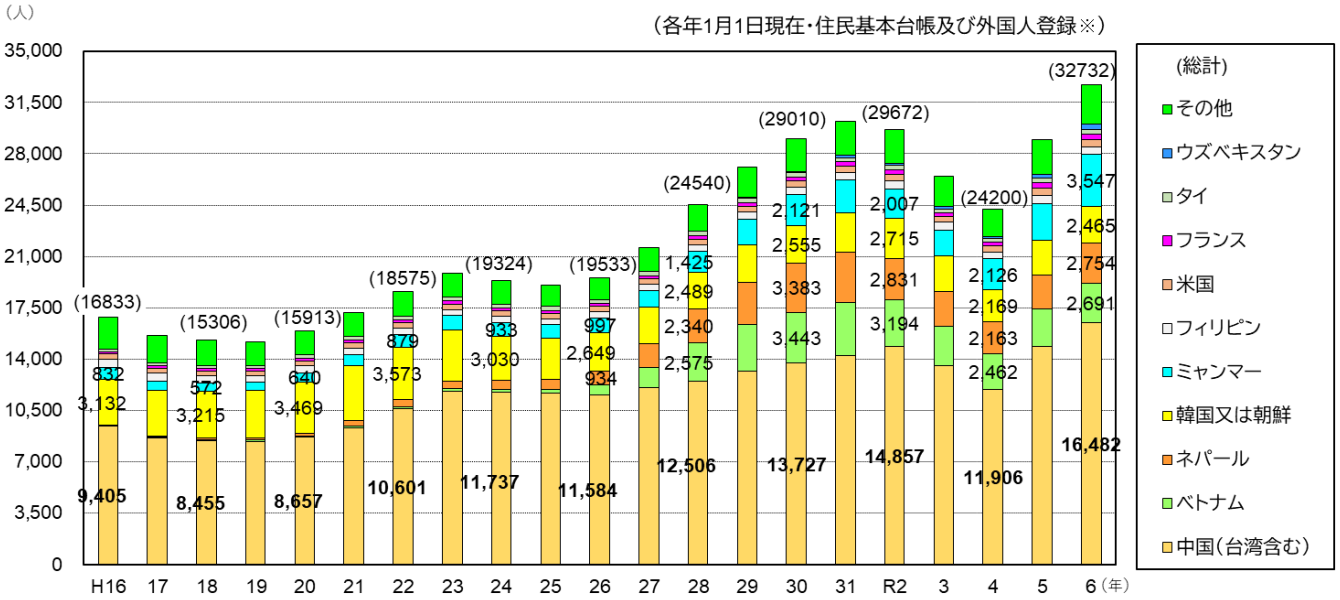

※平成24年以前は外国人登録者数を、住民基本台帳法の改正（H24.7）以降は住民基本台帳による外国人住民数を用いている。

出典：企画課作成資料

エ 保育園、区立幼稚園・小中学校の外国籍児童生徒

● 保育園、公立小中学校・幼稚園の全てにおいて中国国籍が最も多くなっています。

豊島区内の保育園及び区立小中学校・幼稚園の外国籍児童生徒の状況（国籍別）

	国籍別人数（人）							合計（人）	在籍者総数（人）	在籍数に占める外国籍の割合
	中国	ネパール	ベトナム	ミャンマー	韓国	台湾	その他			
保育園（区立、私立、地域型）令和6年4月1日現在 区立幼稚園 令和6年5月1日現在	125	108	80	64	13	5	40	435	6,168	7.05%
区立小学校、中学校 令和6年5月1日現在	283	61	22	44	25	12	47	494	12,056	4.10%

出典：保育課、庶務課、学務課作成資料

4 出生数と合計特殊出生率

- 減少を続けてきた出生数は、平成7年以降、1,400～1,500人前後でほぼ横ばいで推移したのち、平成17年以降は増加傾向となるものの、平成30年には減少に転じ、令和4年度には1,854人となりました。

- また、合計特殊出生率についても、平成15年に0.76まで減少し、平成18年以降は増加に転じましたが、平成30年には減少に転じ、1を下回っています。

（※合計特殊出生率：その年次の出生率で子どもを産むと仮定した時の、一人の女性が一生のあいだに産む子どもの数）

23区 合計特殊出生率順位
（令和5年、23区）

順位	区	合計特殊出生率
1	中央区	1.24
2	港区	1.23
3	千代田区	1.17
4	文京区	1.12
5	荒川区	1.10
6	江東区	1.07
7	江戸川区	1.07
8	品川区	1.02
9	葛飾区	1.01
10	北区	1.00
11	練馬区	0.99
12	足立区	0.99
13	墨田区	0.98
14	台東区	0.98
15	大田区	0.96
16	世田谷区	0.94
17	目黒区	0.93
18	渋谷区	0.91
19	杉並区	0.89
20	板橋区	0.87
21	新宿区	0.86
22	中野区	0.86
23	豊島区	0.85

合計特殊出生率と出生数の推移

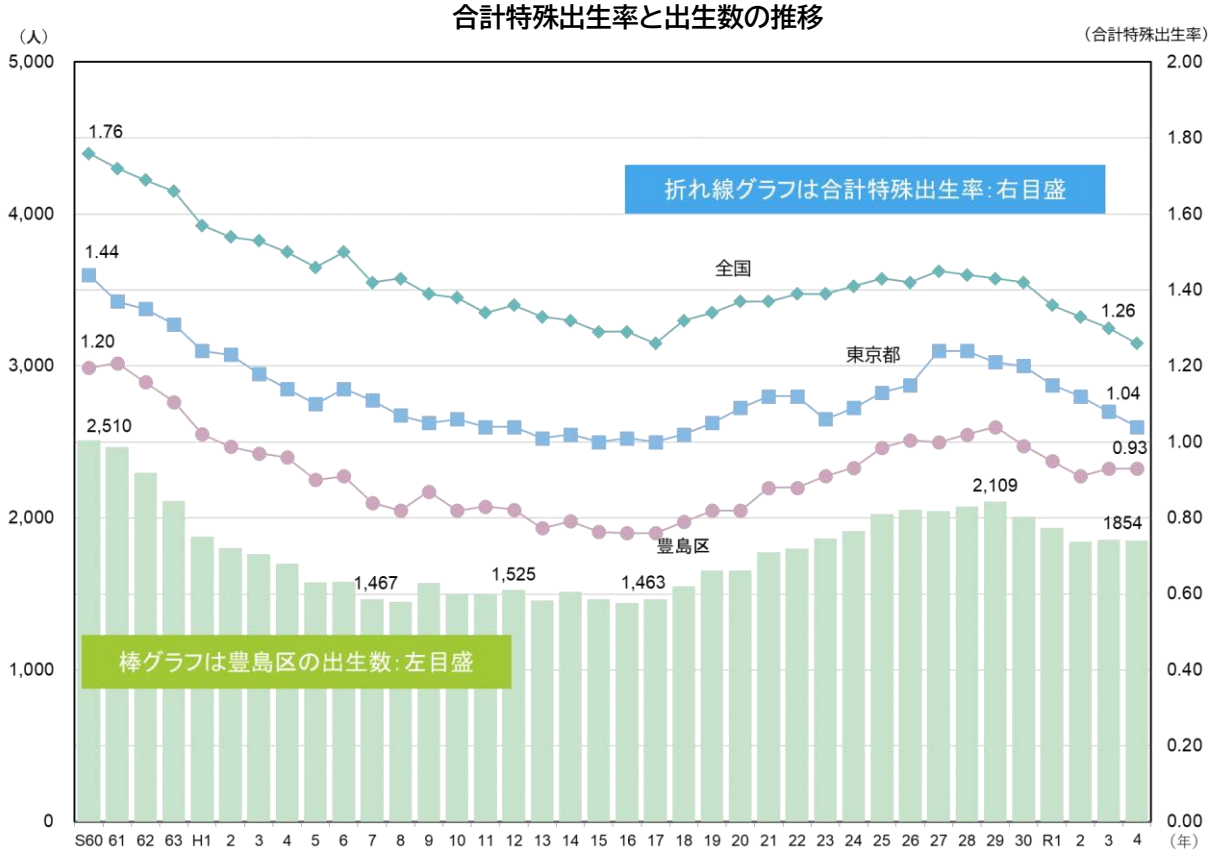

※合計特殊出生率の算出には日本人人口を用いている。
出典：厚生労働省「令和4年（2022）人口動態統計（確定数）の概況」、東京都福祉保健局「人口動態統計年報（確定数） 令和4年」

母の年齢別出生数（日本人）

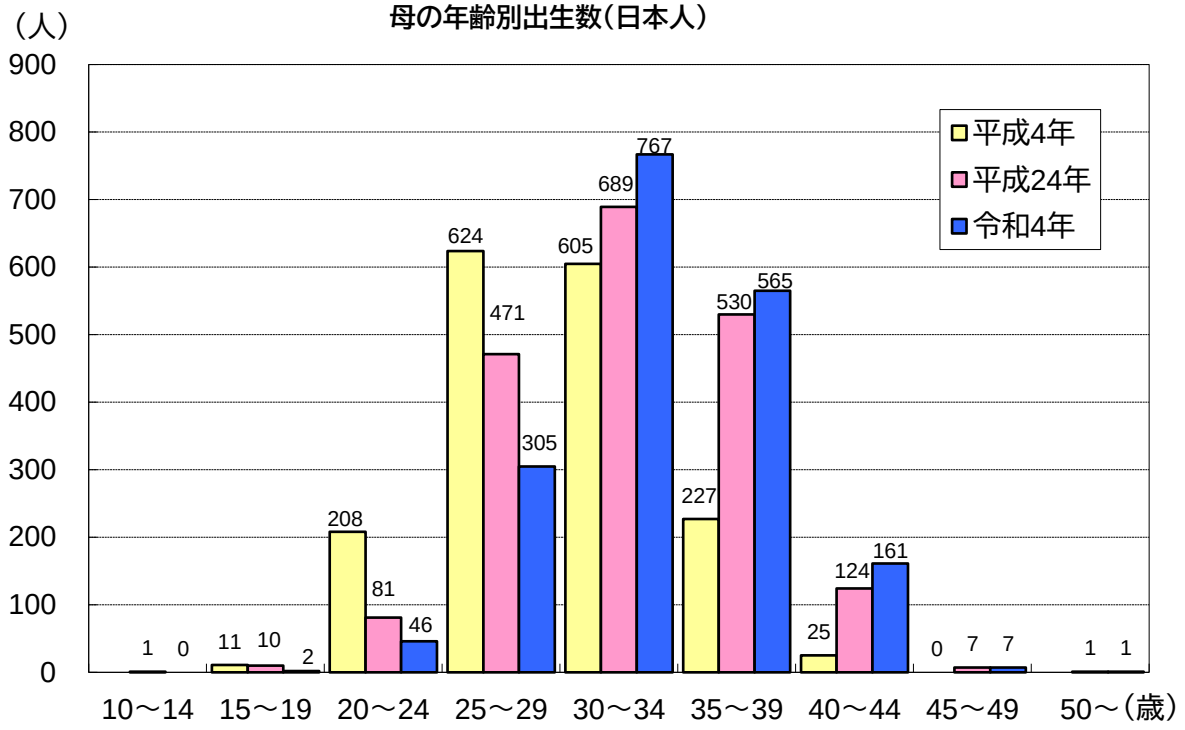

出典：東京都福祉保健局　人口動態統計年報（確定数）

5 世帯数と世帯類型

- 区の世帯数は、平成27年から令和2年までの間に約1万世帯増加し、183,819世帯となりました。
- 世帯類型別にみると、全ての世帯類型で増加しており、特に「単独世帯」の増加が著しく、全世帯に占める割合は、令和2年で約6割となっています。一方、「ファミリー世帯」の世帯数は増えているものの、割合は約2割となっています。
- 23区の中で比較すると、「単独世帯」の割合は新宿区、渋谷区に次いで高く、ファミリー世帯の割合は新宿区、渋谷区、中野区に次いで低くなっています。

豊島区の世帯類型別世帯数推移

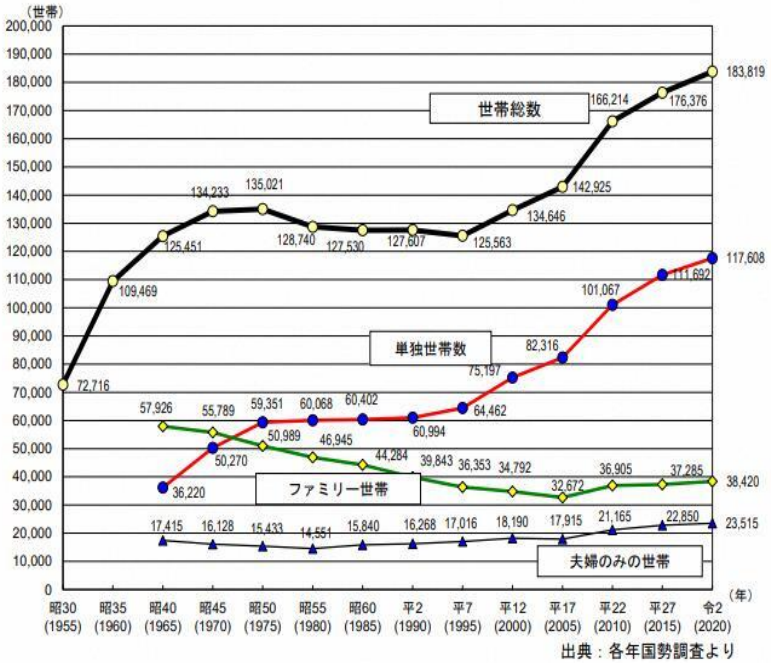

出典：各年国勢調査より

単独世帯とファミリー世帯の割合

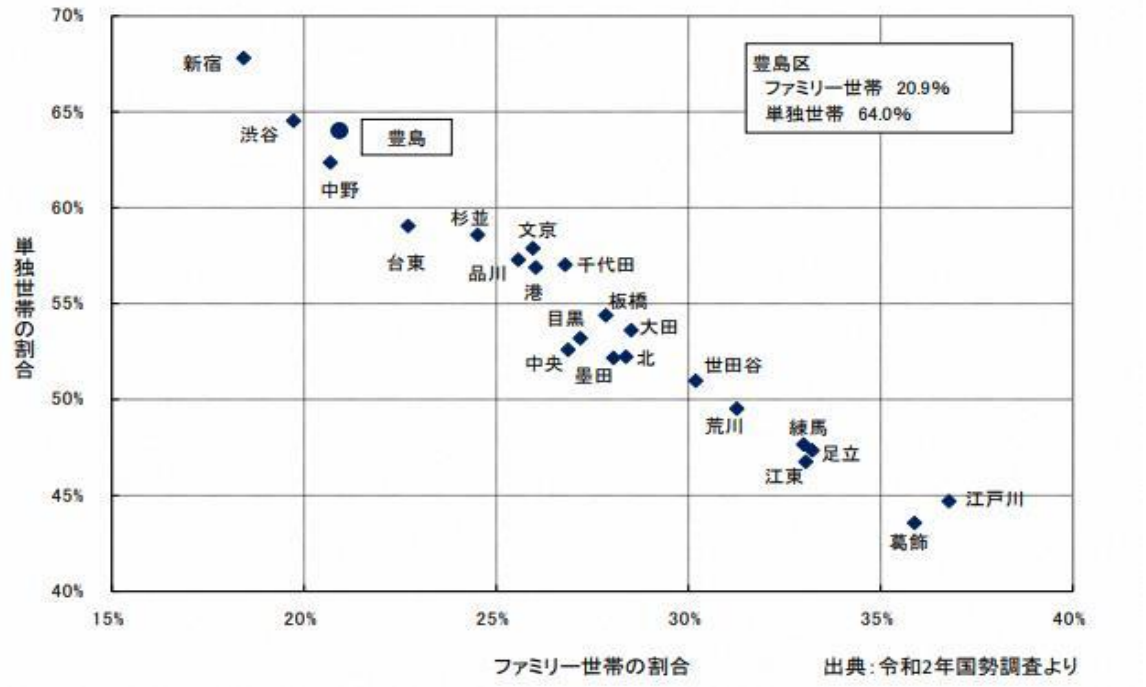

6 ひとり親世帯の推移

● ひとり親世帯の数は、平成27年度の国勢調査で一時的に増加となりましたが、その後減少しています。母子世帯の割合が高く、母子世帯数は、父子世帯数の約 8～11倍となっています。

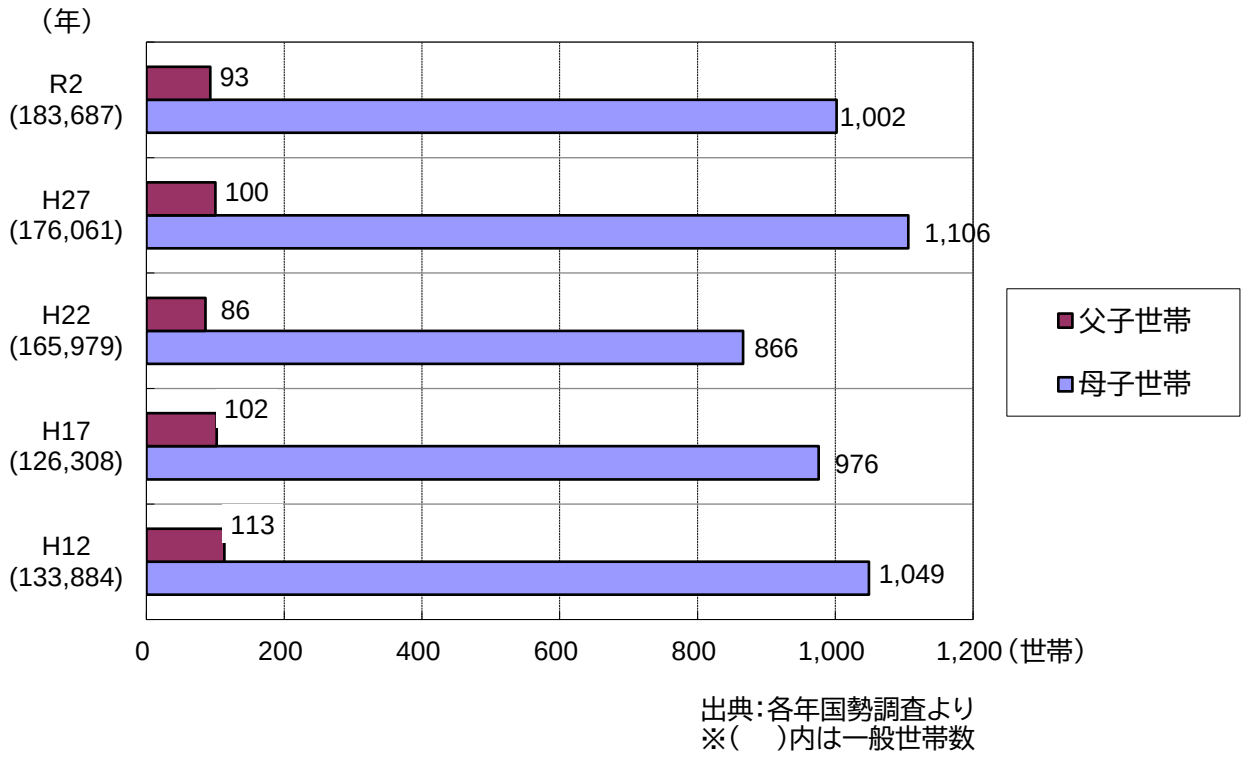

出典：各年国勢調査より
※（　）内は一般世帯数

② 子どもの貧困関係

① 豊島区の生活困難層の状況

- 東京都立大学が令和4年度に実施した「こどもの生活実態調査」では、豊島区・墨田区の小学5年生の5.1%、中学2年生の6.5%、豊島区・墨田区・中野区の16から17歳の7.2%が困窮層で、周辺層と合わせて約2割の子どもたちが生活困難層でした。

- ひとり親世帯の方がふたり親世帯に比べて生活困難度が高い傾向が見られました。

世帯タイプの割合

	小学5年生	中学2年生	16-17歳
ふたり親	90.2%	83.4%	77.9%
ひとり親	9.9%	16.6%	22.1%

生活困窮層の割合

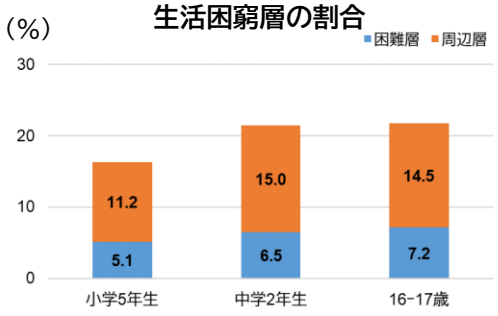

世帯タイプ別の生活困難層の割合

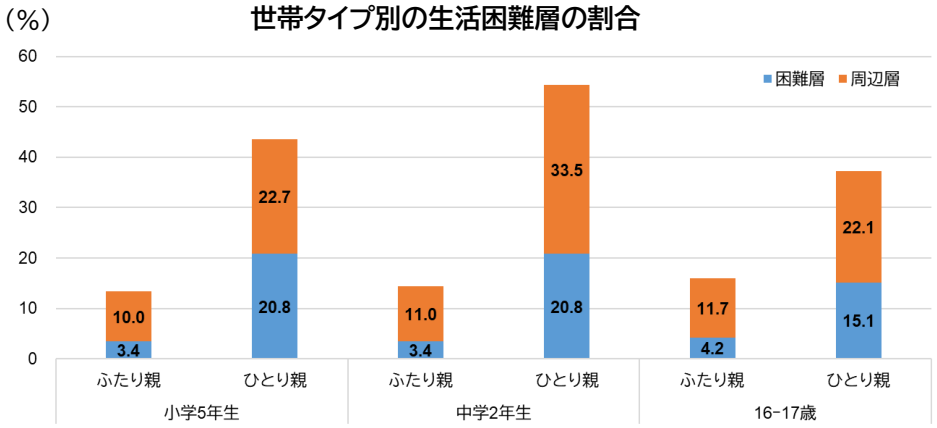

出典：令和4年度「こどもの生活実態調査」（東京都立大学）※

※東京都の「子供の生活実態調査」では、子どもの「生活困難」を以下の 3 つの要素に基づいて分類
①低所得：等価世帯所得が厚生労働省「平成 27 年国民生活基礎調査」から算出される基準(135.3 万円)未満の世帯
②家計の逼迫：公共料金や家賃の滞納、食料・衣類を買えなかった経験など 7 項目のうち、1 つ以上該当
③子どもの体験や所有物の欠如
：子どもの体験や所有物などの 15 項目のうち、経済的な理由で欠如している項目が 3 つ以上該当

◆生活困難層の定義

生活困難層		困窮層＋周辺層
	困窮層	2 つ以上の要素に該当
	周辺層	いずれか 1 つの要素に該当
一般層		いずれの要素にも該当しない

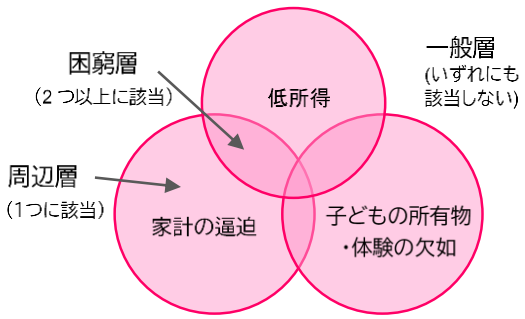

② 児童扶養手当受給者の推移

● 児童扶養手当の受給者は、 平成26年度以降減少しています。

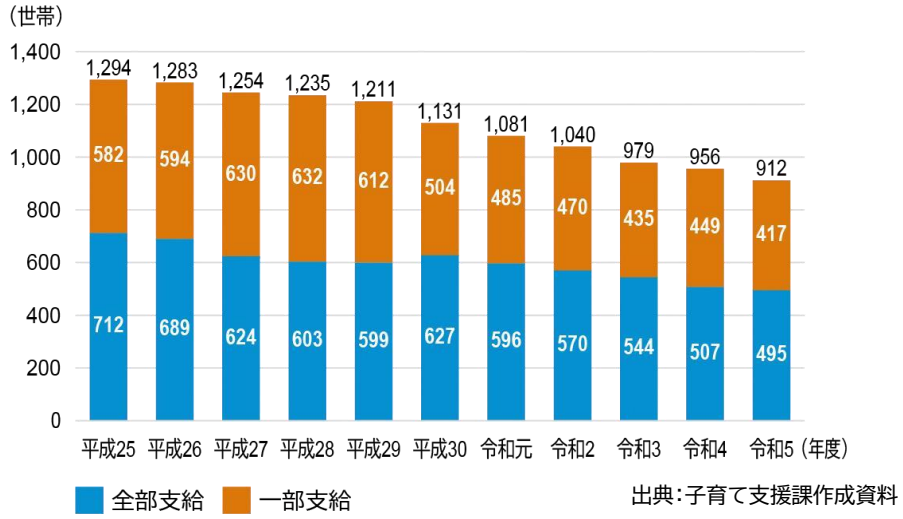

出典：子育て支援課作成資料

③ 就学援助受給者数の推移

● 就学援助の受給者数について、小学生、中学生ともに減少傾向で推移しています。

出典：学務課作成資料

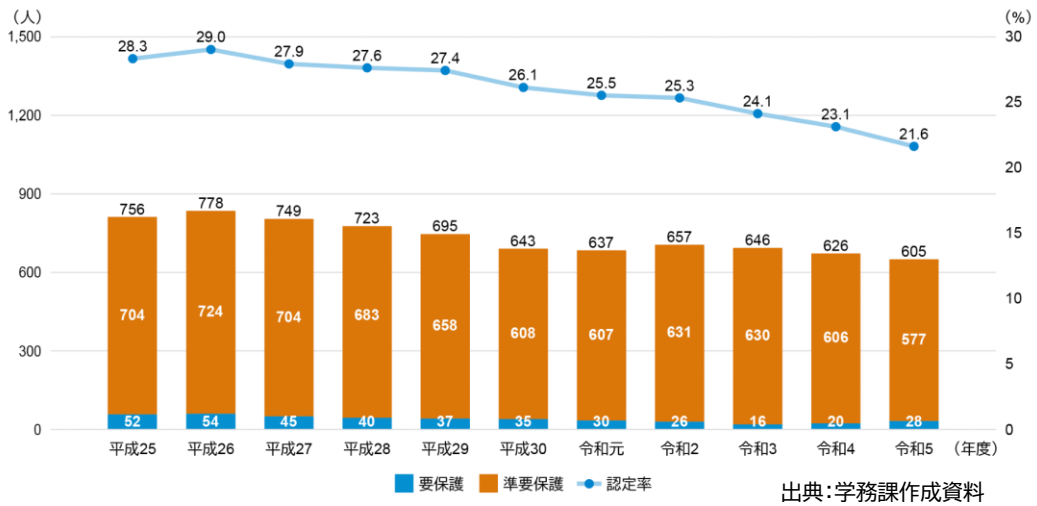

出典：学務課作成資料

4 生活保護の状況

- 世帯類型別の被保護世帯の状況は、高齢者世帯の割合が一貫して高く、傷病者・障害者世帯、その他世帯が続く傾向となっています。母子世帯は平成26年度からほぼ横ばいの状況が続いています。
- 年齢別の被保護人員の構成では、60歳以上が65.0%と最も多く、次いで41～59歳が24.5%と、年齢区分の高い順に被保護人員の割合も高くなっています。

世帯類型別被保護世帯状況（年度月平均）

年齢別被保護人員構成(令和5年7月31日現在)

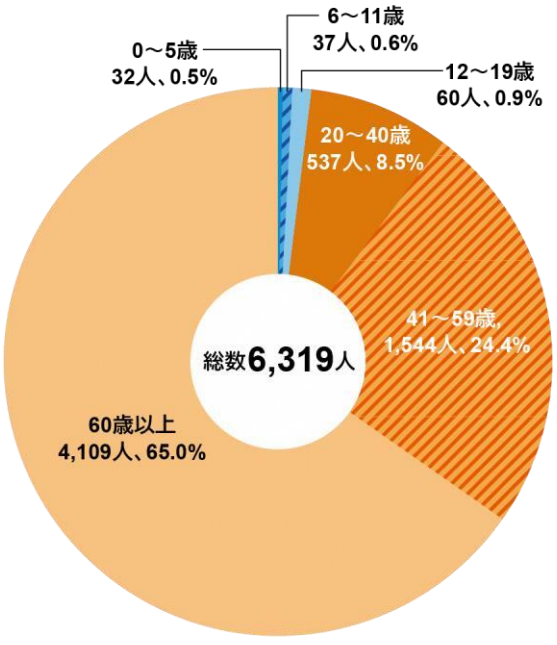

出典：豊島区の社会福祉

3 主な子ども・子育て施設の利用状況

1 子ども家庭支援センターの利用状況

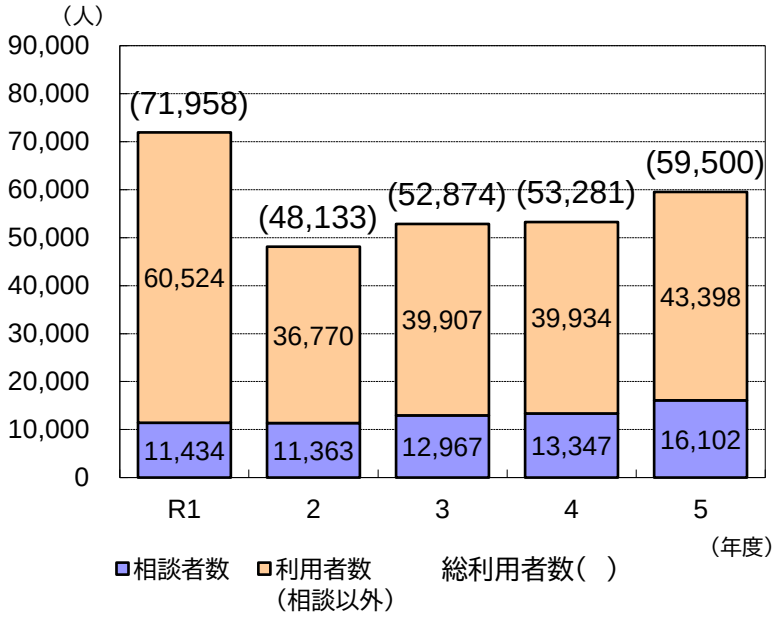

出典：子ども家庭支援センター作成資料

【子ども家庭支援センターとは】

子ども家庭支援センターは、区民との協働で子育て支援を行うことを目的に設置された施設で、東部・西部2か所の子ども家庭支援センターで事業を行っています。

事業内容は、保護者や子ども自身からの相談を受け関係機関と連携して問題解決を図る「相談事業」、就学までの親子が自由に遊ぶことができる「親子遊び広場事業」、育児講座や保護者の自主的な活動を支援する「地域組織化事業」等があります。また、訪問相談員が訪問して子育ての相談に応じる「子育て訪問相談事業」、保護者の体調不良等で家事・育児に手助けが必要な家庭にヘルパーを派遣する「育児支援ヘルパー事業」、公立・私立保育園・スキップ等に巡回し発達相談ができる「巡回子育て発達相談事業」等があります。

東部子ども家庭支援センターは、児童福祉法上の「要保護児童対策地域協議会」の事務局として児童虐待対応を行っています。また、西部子ども家庭支援センターでは、発達に心配のある子どもを対象に、「児童発達支援事業」を行っています。

2 保育所の入所児童と待機児童の推移

- 豊島区では、保育所の定員弾力化等により入所児童を調整し、平成29年度以降待機児童数はゼロとなっています。

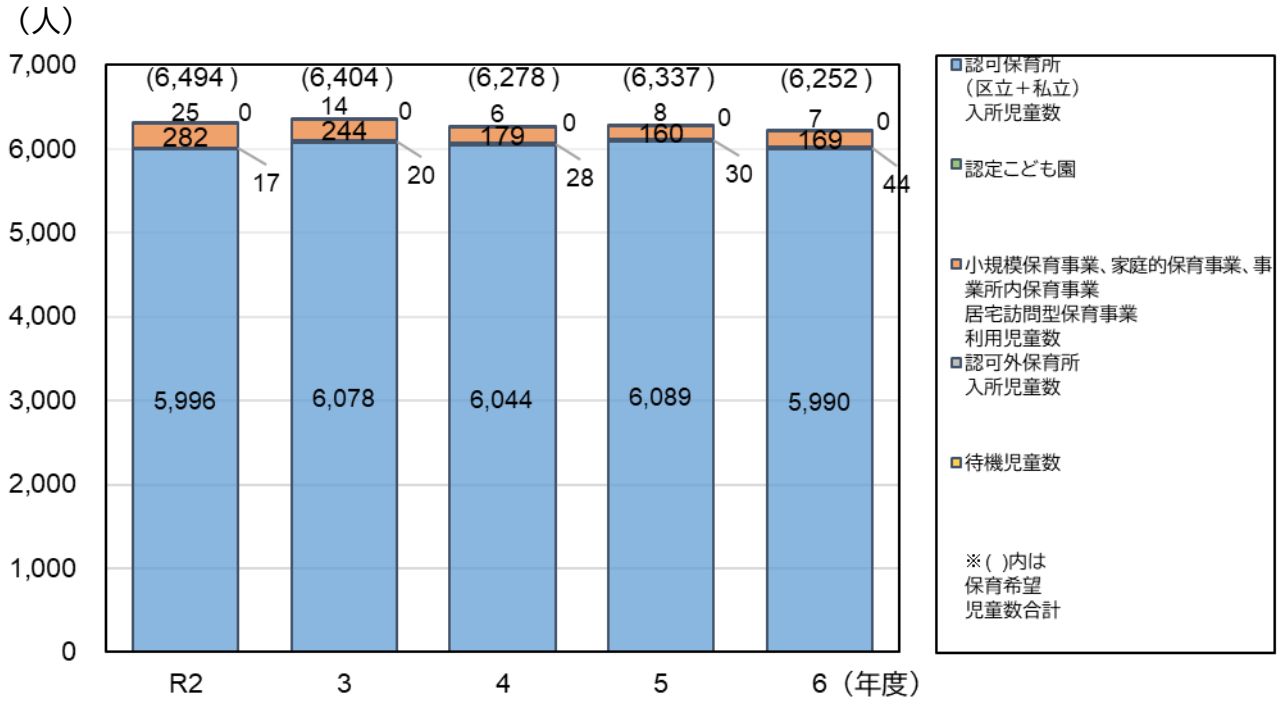

※各年度4月1日現在
※「待機児童数」は、国の「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく

出典：保育課作成資料

3 子どもスキップの利用状況

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一般利用を一部限定して実施してきましたが、令和5年5月から全面再開し、利用者数は回復しています。

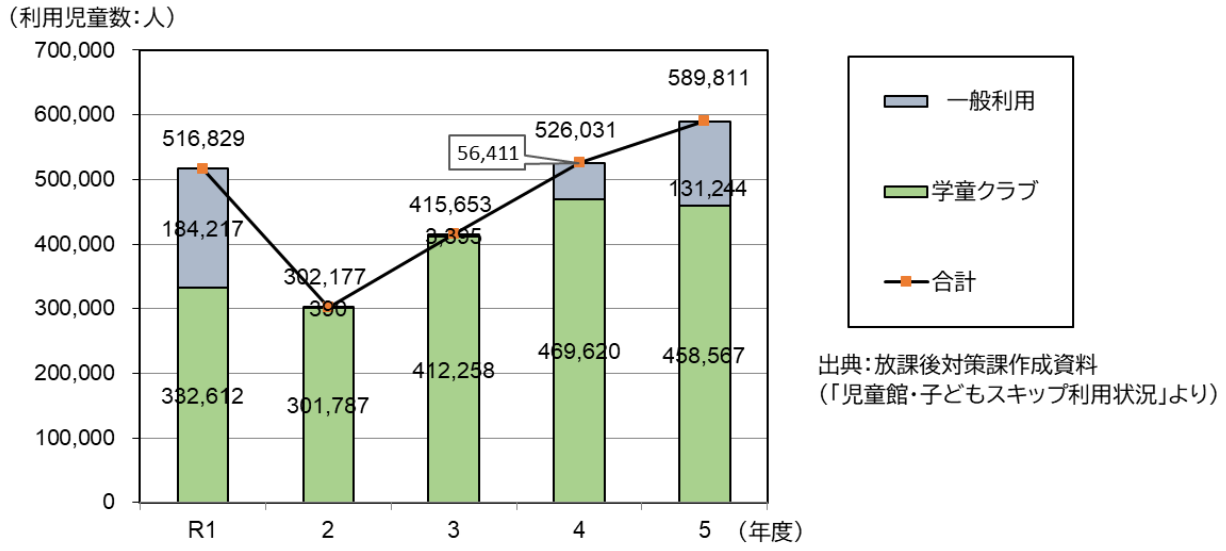

出典：放課後対策課作成資料
（「児童館・子どもスキップ利用状況」より）

【子どもスキップとは】
「子どもスキップ」は、小学校区単位で「学童クラブ」・「一般利用」・「放課後子ども教室」を一体的に運営する小学生対象の放課後事業です。子どもスキップ専用スペースのほか、学校施設を活用しており、児童は広い校庭で思いきり遊ぶことができます。

4 中高生センターの利用状況

- 令和2年度、令和5年度はそれぞれ新型コロナ感染症防止対策、改修工事により一時的に利用者数が減少するも、利用者数は増加しています。

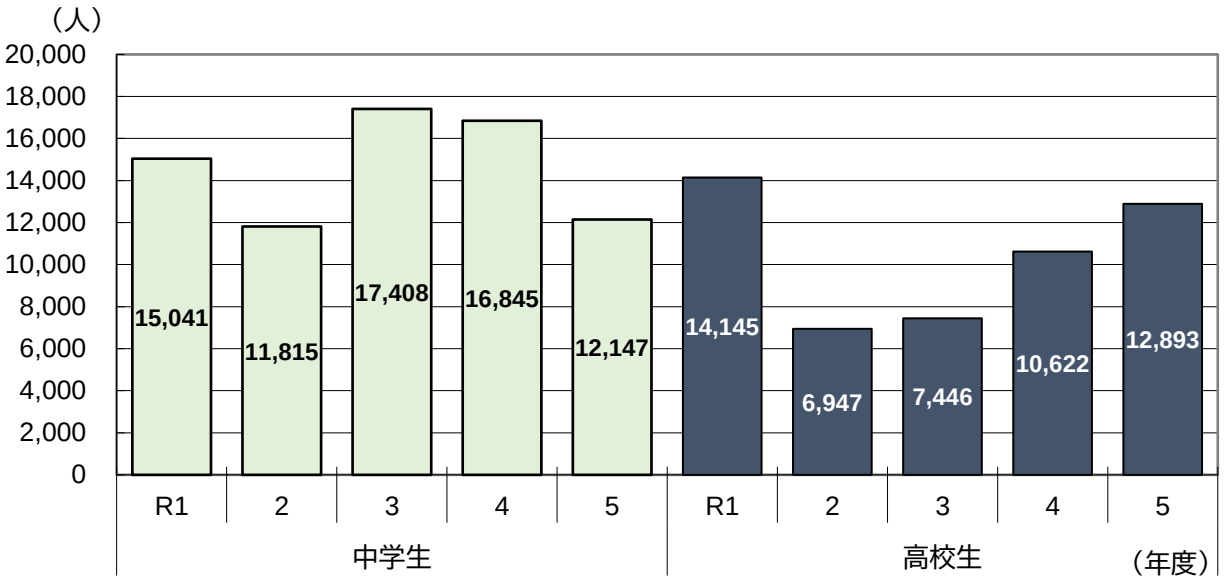

出典：子ども若者課作成資料

【中高生センターとは】
区が中高生の居場所施設として開設しました。中高生等が自主的に活動する場であり、中高生の自主的な活動を支援する場でもあります。

4 児童虐待の状況

1 要保護児童対策地域協議会の取扱件数

● 児童虐待に対する地域や関係機関の危機感の高まりにより、新規の相談・通告件数が増加しています。令和5年2月に豊島区児童相談所を開設し、児童相談所・子ども家庭支援センターの両輪で支援を進めています。

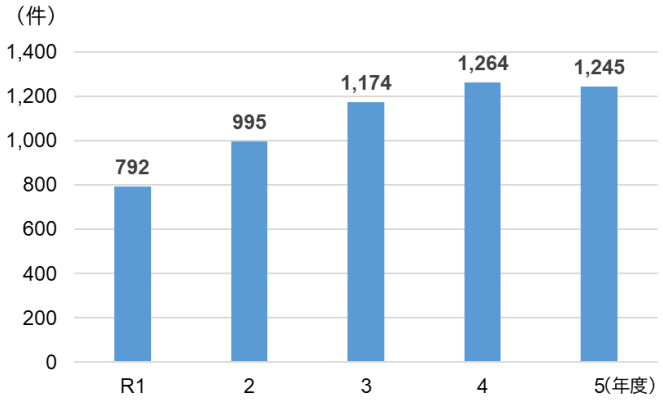

出典：子ども家庭支援センター資料

【「豊島区要保護児童対策地域協議会」とは】

要保護児童対策地域協議会とは、虐待等不適切な養育を受けた子ども等、要保護児童等に関する相談・通告を受け、情報の共有と支援を行うために協議を行う場です。児童福祉法では、区市町村は要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を含むすべての子ども・家庭相談を受け、問題解決に向けて対応することを努力義務化しています。

豊島区においては、東部子ども家庭支援センターが要保護児童対策地域協議会の中核機関として、要保護児童等に対する支援のためにネットワークの運営にあたります。

2 児童相談所における被虐待児童の相談対応状況（令和5年度）

● 児童相談所で対応した児童虐待件数のうち、心理的虐待が全体の約半数を占め、なかでも小学生への虐待が多くなっています。

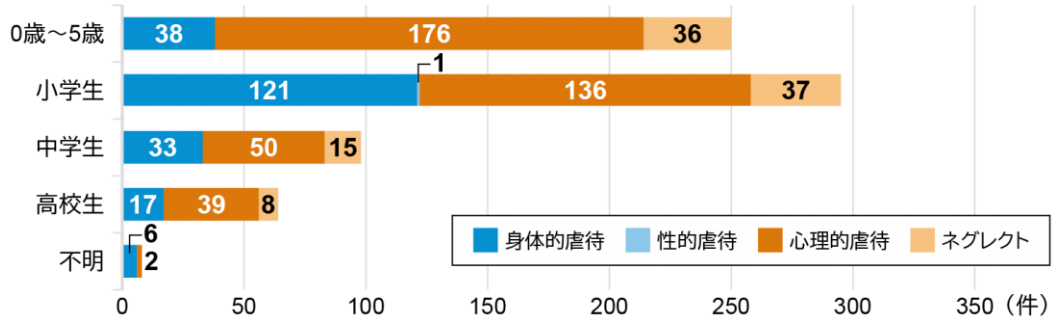

出典：児童相談課作成資料

3 新規受理要保護児童等の年齢区分別・主訴別件数（令和5年度）

● 子ども家庭支援センターでは、相談種別のその他にあたる児童虐待以外の相談（養育困難・特定妊婦）の割合が相談全体に対して高くなっています。

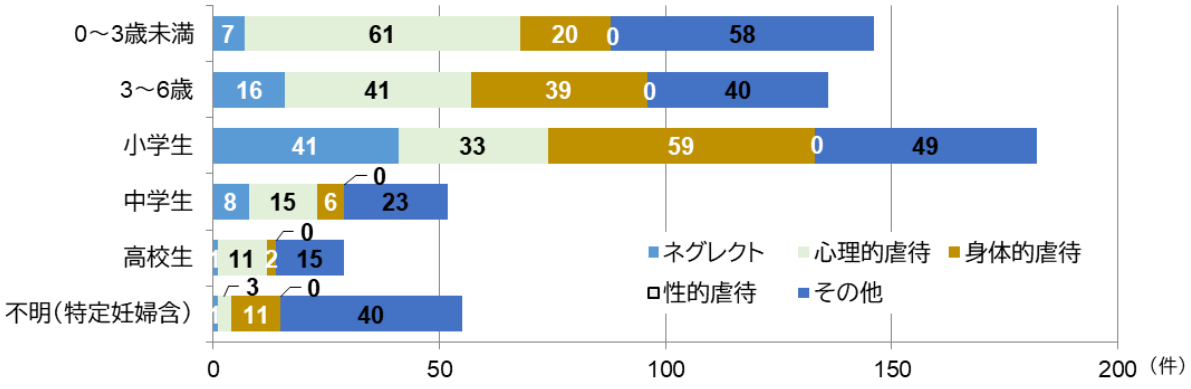

出典：子ども家庭支援センター作成資料

5 不登校・ひきこもりの状況

1 不登校児童・生徒の推移

- 不登校児童・生徒数は、小学校・中学校ともに増加しています。

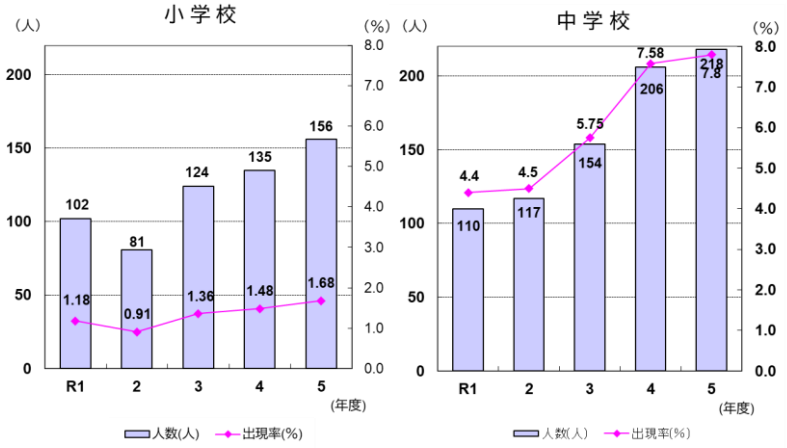

出典:「令和5年度 区不登校調査」

2 柚子の木教室(適応指導教室)における学校復帰率

- 令和5年度の柚子の木教室においては、在籍75人のうち62人の児童・生徒が学校へ復帰しました(復帰率82.7%)。

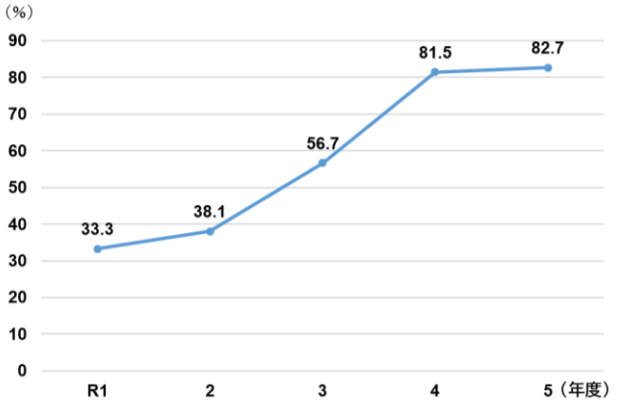

出典:豊島区立教育センター活動記録

6 障害のある子どもの状況

- 身体障害者手帳所持者数はここ5年間でほぼ横ばいですが、愛の手帳(東京都療育手帳)所持者数は近年微増傾向にあります。

身体障害者手帳所持者数の推移

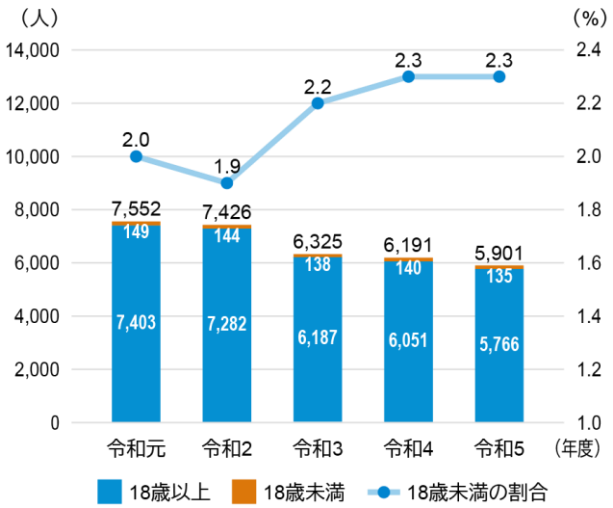

愛の手帳所持者数の推移

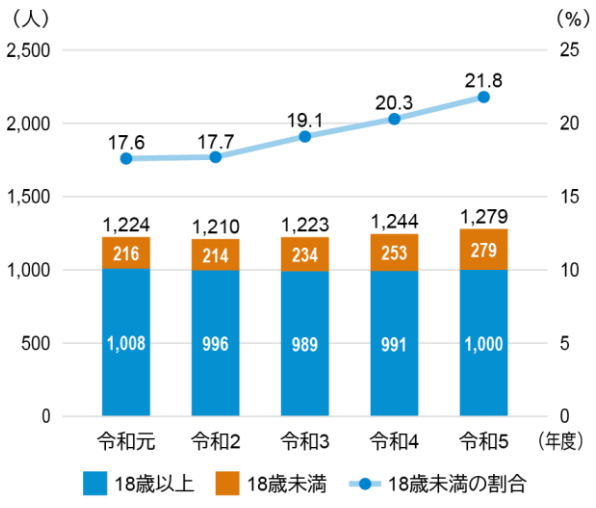

出典:豊島区の社会福祉

⑦ 非行の状況

● 平成25年度以降の刑法犯少年の検挙・補導人員は、平成28年度に大きく減少し、コロナ禍であった令和2年度を除き、100人前後で横ばいとなっています。

刑法犯少年の検挙・補導人員（豊島区）

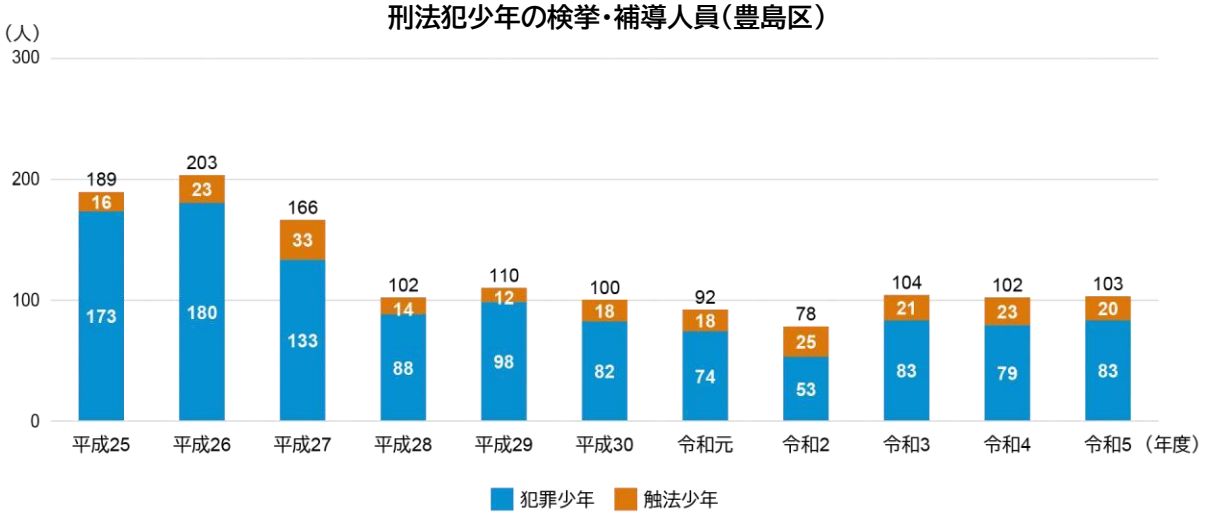

※犯罪少年：14歳以上20歳未満の少年で罪を犯した者（交通関係を除く）
※触法少年：14歳未満の少年で刑罰法令に触れる行為をした者（交通関係を除く）

出典：警視庁の統計（豊島区内の池袋・巣鴨・目白警察管内の件数の合計）

⑧ 自殺者数の推移

● 15歳から39歳の死因のトップは自殺となっています。

● 厚生労働省が、全国の令和5年中における自殺のうち、遺書等により推察できる原因・動機をまとめた資料によると、19歳までは学校問題、20代・30代は健康問題、特にうつ病などの精神疾患の悩み・影響が多くなっています。

15～39歳の主要死因分類（令和4年）

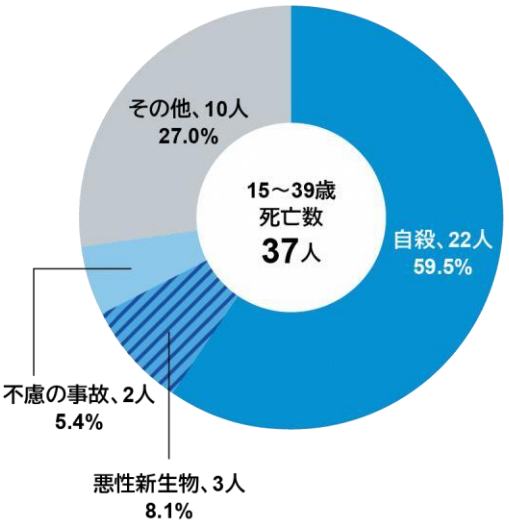

出典：豊島区の保健衛生

【参考】
原因・動機特定者の原因・動機別（全国）

	～19歳	20～29歳	30～39歳
家庭問題	155	358	574
健康問題	263	1,005	1,130
経済・生活問題	32	531	771
勤務問題	29	491	547
男女問題	70	358	187
学校問題	326	195	3
その他	106	246	216
	981	3,184	3,428

出典：厚生労働省 令和5年中における自殺の状況
注）自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。
注）遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上することとしたため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者の和とは一致しない。

自殺者数の推移

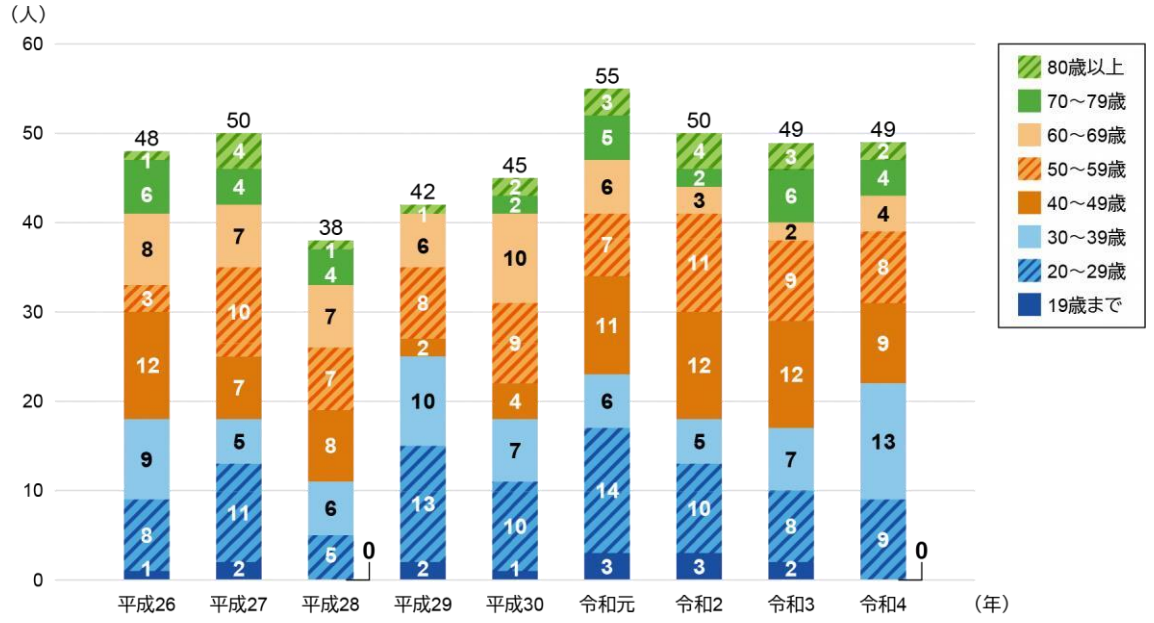

出典：豊島区の保健衛生

9 子ども・若者の相談に関する状況

1 としま子どもの権利相談室への相談状況（令和5年9月開設～令和6年3月）

年代別相談者数

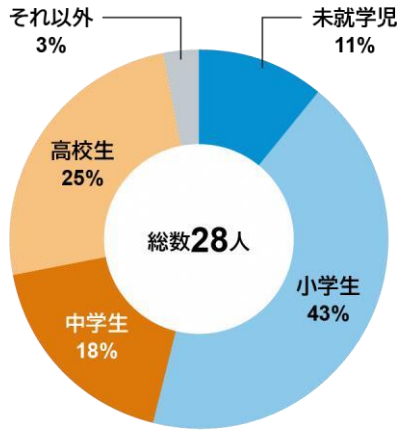

相談内容別相談件数（重複有）

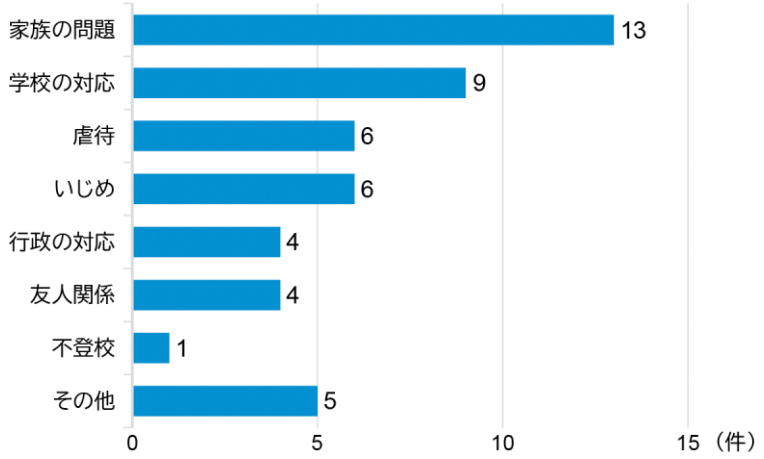

活動・支援回数（件）

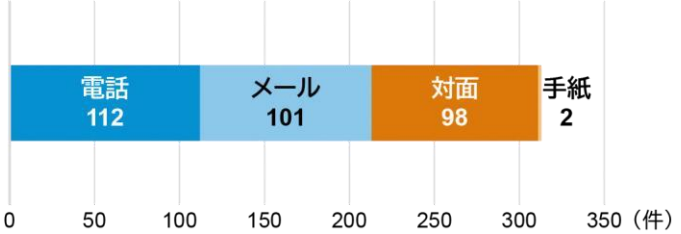

- 「としま子どもの権利相談室」について、相談者数を年代別にみると「小学生」が最も多く、相談内容については「家族の問題」が最も多くなっています。また、およそ週1回の頻度で新規の相談を受け付けています。

出典：子ども若者課作成資料

② 教育相談の内容別件数

● 教育センターにおける相談の件数を主訴別にみると、不登校や発達・障害に関する相談が増加しています。

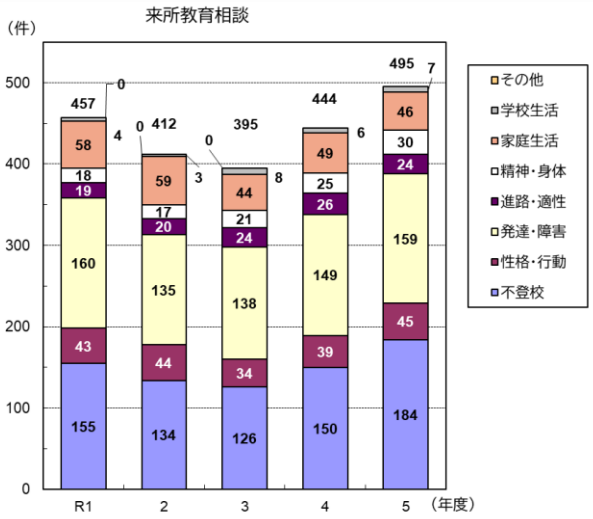

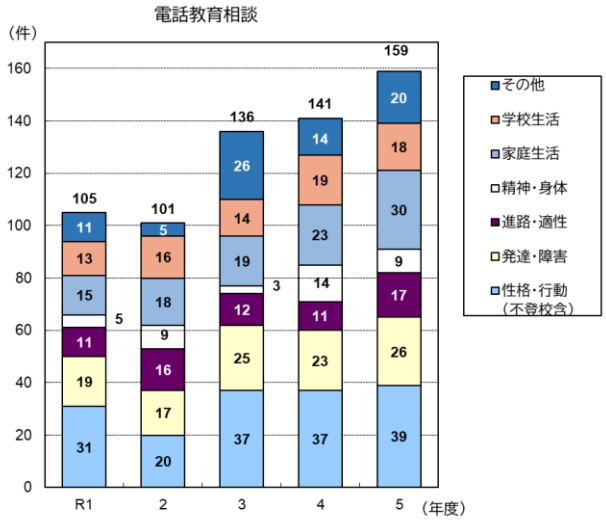

出典：豊島区立教育センター活動記録

③ アシスとしまへの相談状況

● 子ども若者総合相談窓口である「アシスとしま」について、登録相談者数を年代別にみると小学生が最も多く、相談内容別に相談件数をみると「人間関係」が最も多く、次いで「家族関係」が多くなっています。

「アシスとしま」年代別登録相談者数 令和5年度

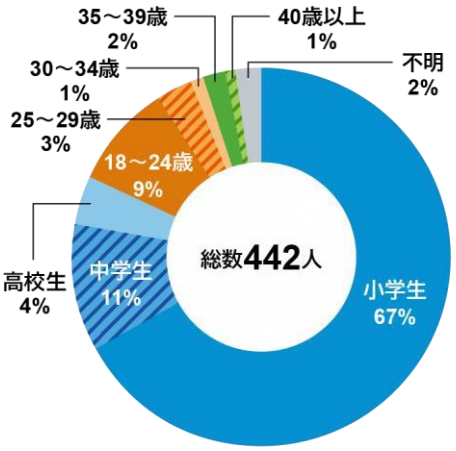

「アシスとしま」相談内容別相談件数（重複有） 令和5年度

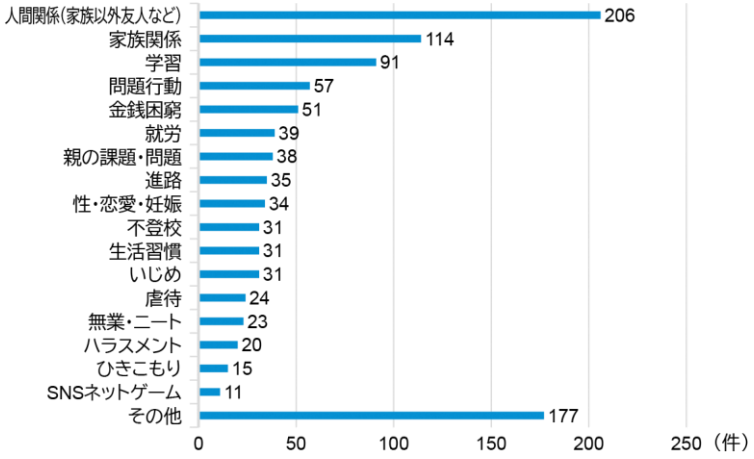

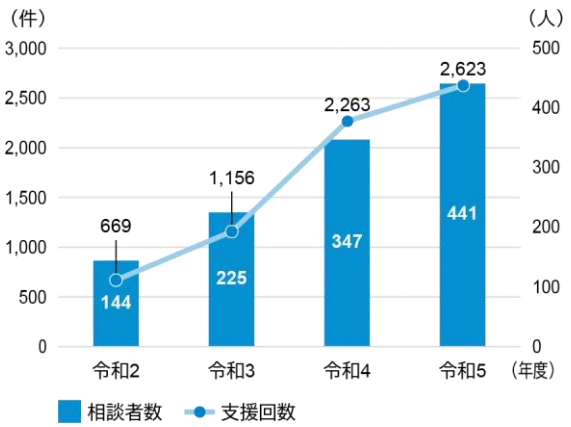

● 相談者数、支援回数は年々増加しています。

出典：子ども若者課作成資料

4 児童発達支援センター（西部子ども家庭支援センター）への相談状況

- 発達相談件数は、増加傾向が続いています。

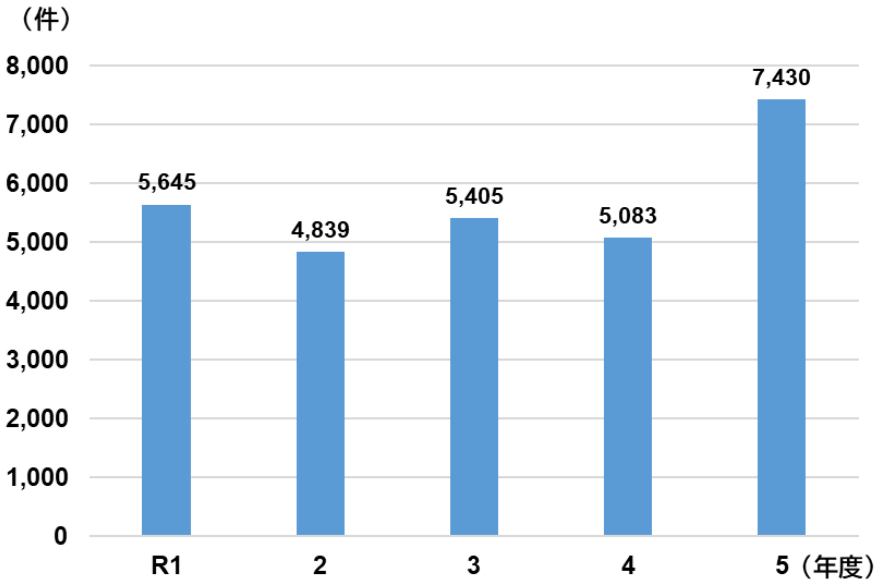

出典：子ども家庭支援センター作成資料

5 子ども家庭女性相談の状況

- 30歳以上40歳未満の年齢の女性からの相談件数が多くなっています。
- 40歳以下の相談の内容は、人間関係（DV含む）が最も多くなっています。

女性相談件数の推移

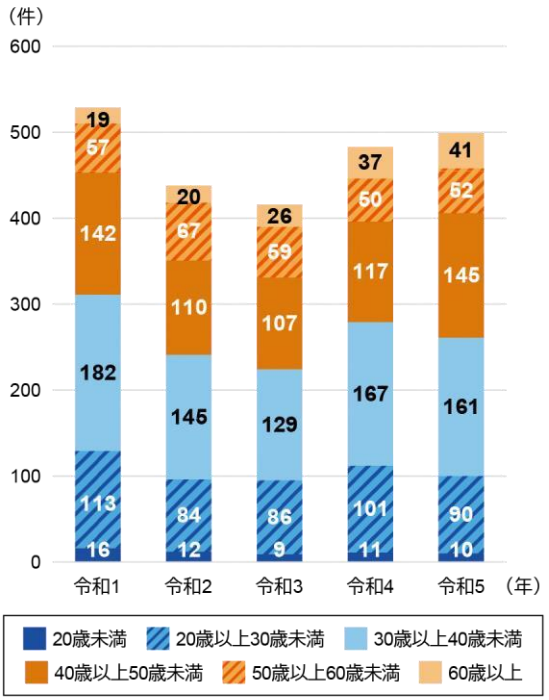

出典：子育て支援課作成資料

相談内容別相談件数
令和5年度（40歳以下の相談、総数261件）

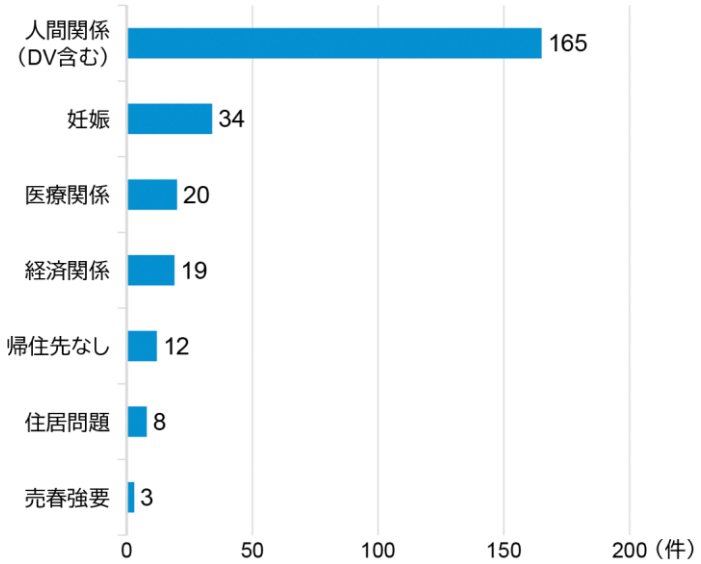

出典：子育て支援課作成資料

2 子ども・若者や保護者の意識・意向〈アンケート調査の結果〉

● 豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度）では、計画の進捗を測る指標を設定し、施策を展開してきました。それら指標の進捗を測るため、令和5年11月に区の子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況・生活実態・意識等の現状を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

● 子ども・若者の実態・意識に関するアンケート調査概要

区民調査

対象者		子ども・若者の年齢	配布数	回収数	回収率
保護者	①就学前児童保護者	0～5歳	1,500	816	54.4%
	②小学校1～3年生保護者	6～8歳	750	376	50.1%
	③小学校4～6年生保護者	9～11歳	750	281	37.5%
	④中学生の保護者	12～14歳	750	246	32.8%
	⑤高校生等の保護者	15～17歳	750	209	27.9%
子ども・若者	⑥小学校4～6年生本人	9～11歳（上記③の子ども）	750	213	28.4%
	⑦中学生本人	12～14歳（上記④の子ども）	750	180	24.0%
	⑧高校生等本人	15～17歳（上記⑤の子ども）	750	148	19.7%
	⑨若者	18～29歳	1,500	280	18.7%
小　計			8,250	2,760	33.5%

子ども施設職員・地域団体等調査

区分	対象者	配付数	回収数	回収率
地域団体等	町会、民生委員・児童委員、保護司、青少年育成委員、社会福祉協議会	350	220	62.9%
区施設職員	保育園、幼稚園、小中学校、子どもスキップ、中高生センタージャンプ、教育センター、区民ひろば、子ども家庭支援センター、池袋保健所、長崎健康相談所、児童相談所の職員	300	278	92.7%
小　計		650	498	76.6%
合　計		8,900	3,258	36.6%

※次ページ以降の「前回調査」とは、平成31年に実施した「（仮称）豊島区子ども・若者総合計画策定のためのアンケート調査」を指します。なお、調査の対象及び配布数は上記と同様で、回収率は39.5%でした。

1 子どもの権利に関する意識・意向

「豊島区子どもの権利に関する条例」認知度

- 豊島区子どもの権利に関する条例について、「知っている」と回答した小学4～6年生は8.9%、中高生は7.0%、若者は1.8%、保護者は12.0%から19.0%でした。
- 条例の認知度は、子ども・若者、保護者ともに5年前と比較して向上していますが、条例を知らない子ども・若者、保護者の割合はいずれも高くなっています。

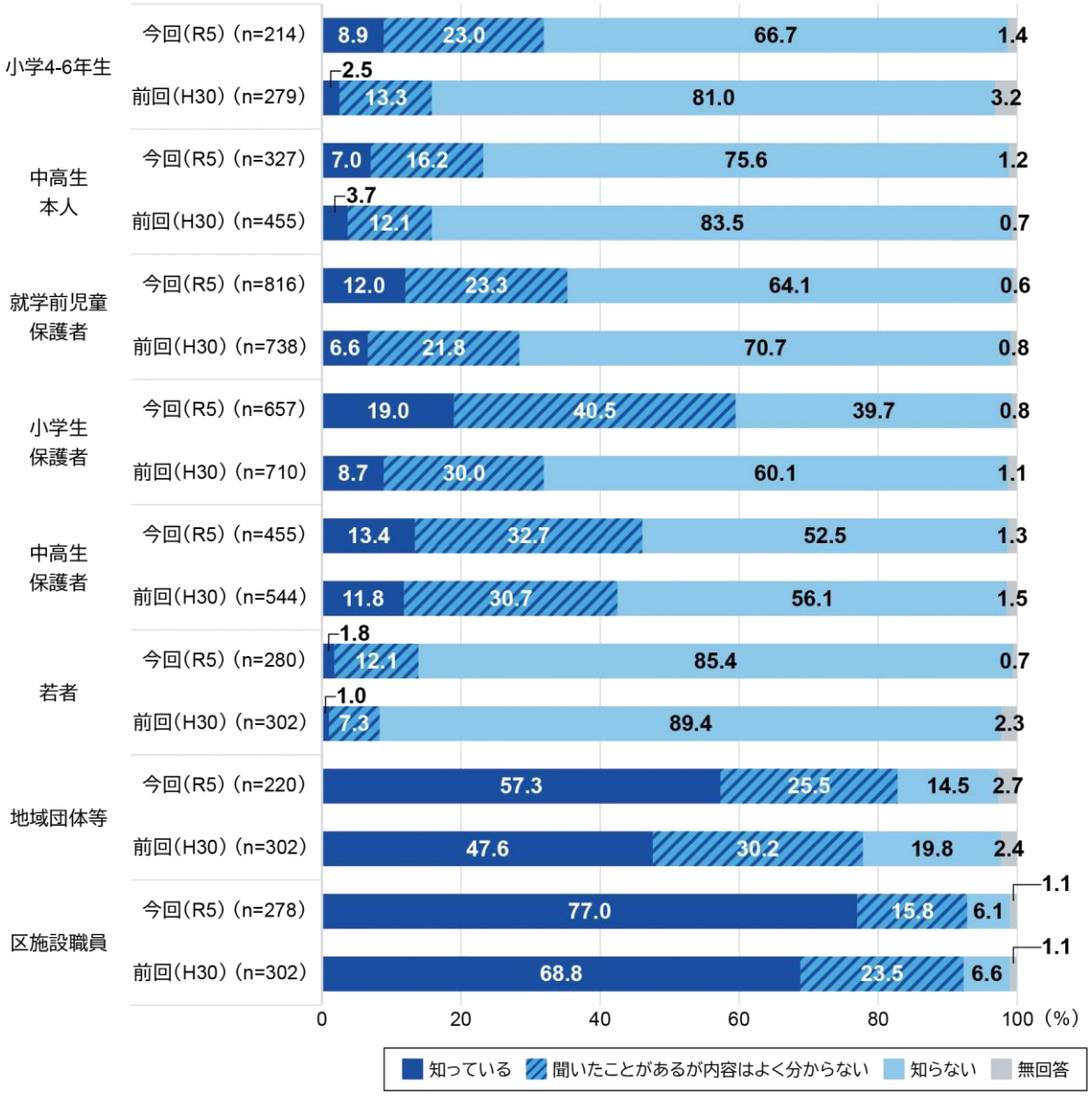

子どもの意見表明と参加（家庭）

- 子ども本人について、小学生の43.2%、中学生の56.1%、高校生等の53.4%が「自分の意見を聴いてもらえる」、また、小学生の52.2%、中学生の54.5%、高校生等の48.2%が「自分の意見や思いはとても大切にされている」と回答しています。

- 保護者について、小学生保護者の74.6%、中学生保護者の69.9%、高校生等保護者の68.4%が「普段家庭で子どもの話をよく聞いている」と回答し、小学生保護者の58.4%、中学生保護者の56.9%、高校生等保護者の64.1%が「家庭で何かを決める時に子どもの意見や考えを取り入れている」と回答しています。

子ども本人

■家で何かを決めるとき、あなたは意見を言えるようになっていますか

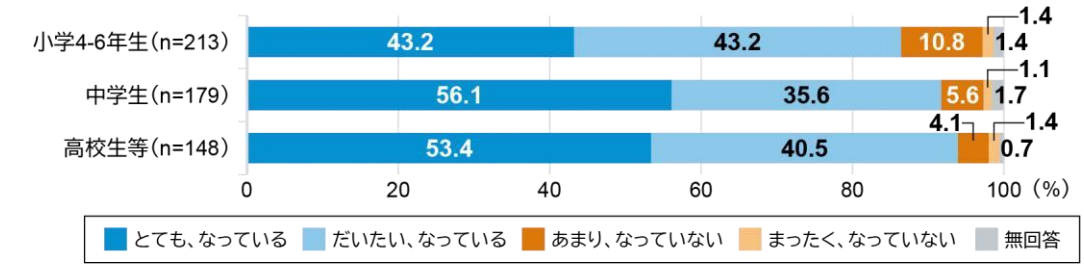

■家であなたの意見や思いは大切にされましたか

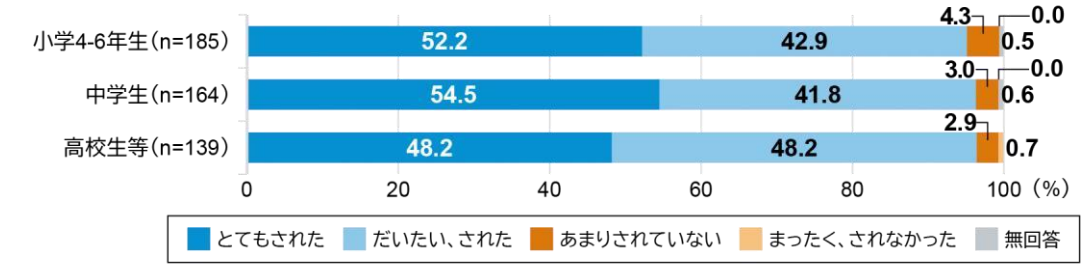

保護者

■あなたは、ふだん家で子どもの話をよく聞いていますか

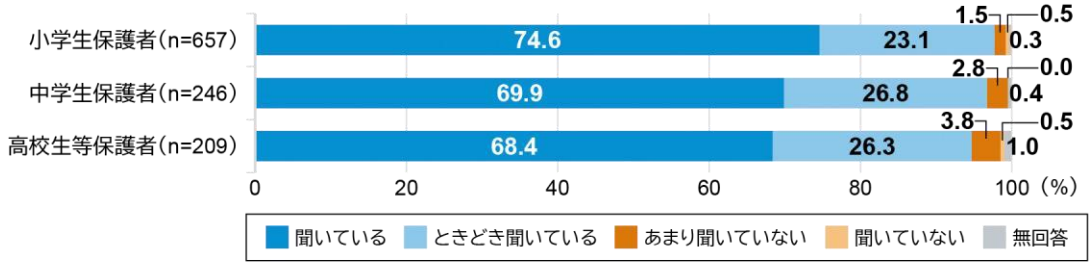

■あなたは、家で何かを決めるとき、子どもの思いや考えを取り入れていますか

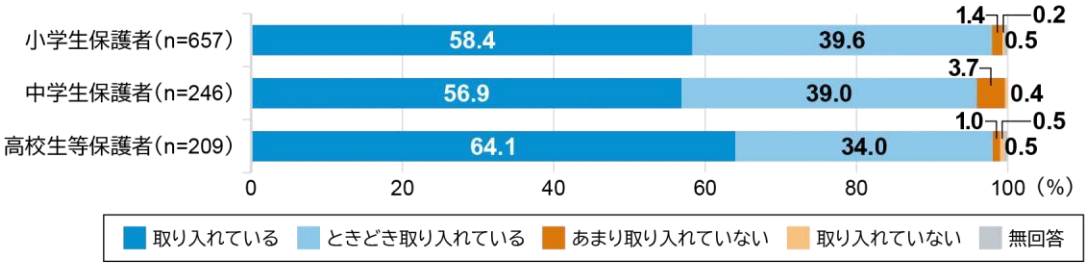

子どもの意見表明と参加（学校）

- 子ども本人について、小学生の28.2%、中学生の32.2%、高校生等の25.0%が「自分の意見を言える」、また、小学生の33.8%、中学生の38.3%、高校生等の31.8%が「意見や思いはとても大切にされている」と回答しています。

- 区立小学校職員の27.7%及び区立中学校職員の34.3%が子どもの気持ちや意見を「受け止めることができている」と回答し、区立小学校職員の7.9%及び区立中学校職員の14.3%が、子どもから聞いた意見を「反映させたり実現させたりすることができている」と回答しています。

子ども本人

■学校で何かを決めるとき、あなたは意見を言えるようになっていますか

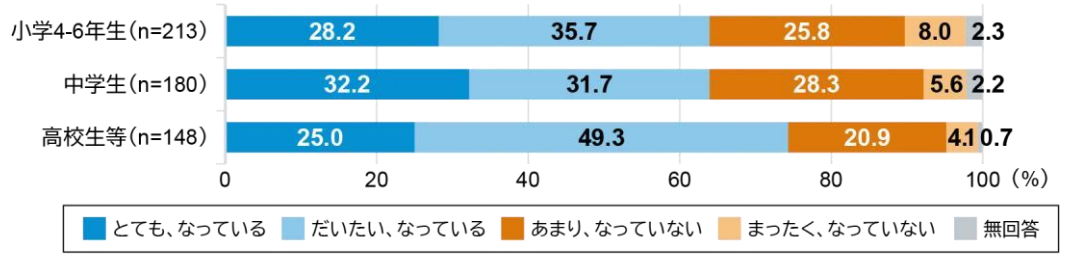

■学校であなたの意見や思いは大切にされましたか

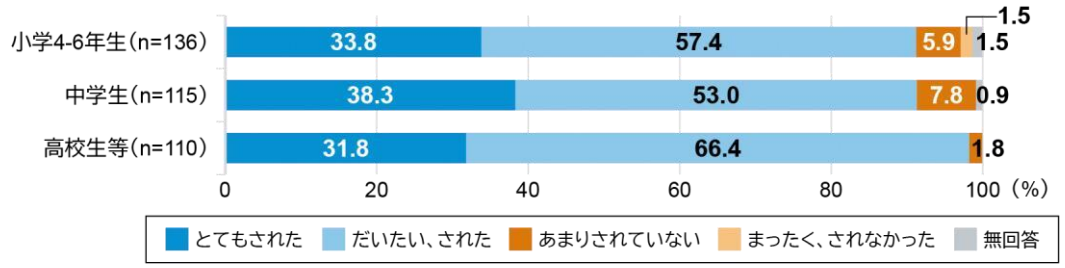

区立小中学校職員

■あなたは、子どもの気持ちや意見を聞くこと（受け止めること）ができていますか

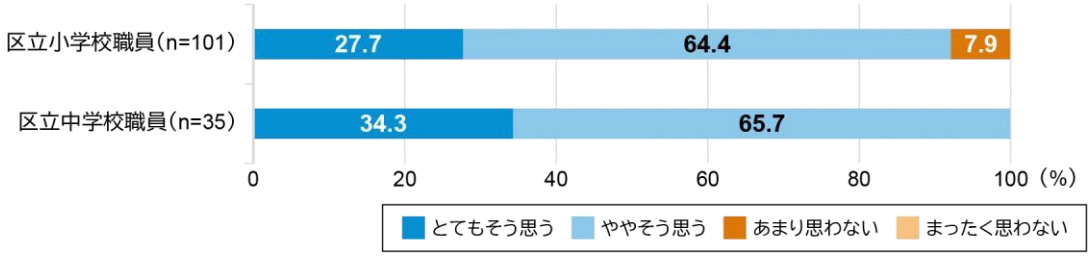

■あなたは、子どもから聞いた意見を、実際に反映させたり実現させたりすることができていますか

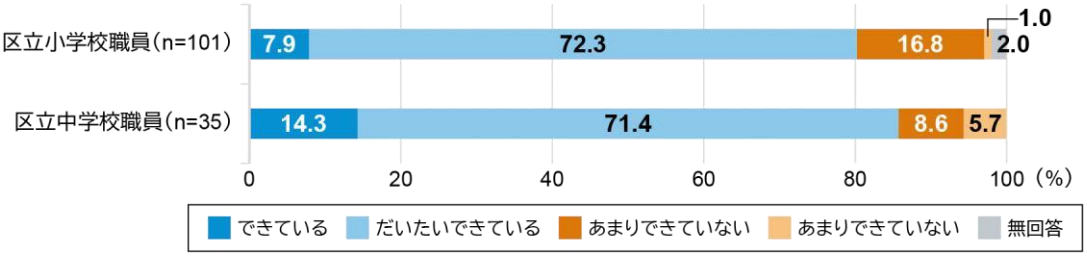

子どもの意見表明と参加（地域）

- 子ども本人について、小学生の56.1%、中学生の41.9%、高校生等の37.0%が、地域で何かをしたり、決めたりする時に「大人から事前の説明が十分にあった」と回答し、小学生の12.9%中学生の8.6%、高校生等の1.4%が「自分の意見を聴いてもらえる」、小学生の32.7%、中学生の26.3%、高校生等の11.1%が「自分の意見や思いはとても大切にされた」と回答しています。

- 地域団体等の84.1%が子どもの気持ちや意見を「受け止めることができている」と回答し、55.9%が子どもから聴いた意見を「反映させたり実現させたりすることができている」と回答しています。

子ども本人

■地域で何かをしたり、決めたりするとき、大人から事前の説明がありましたか

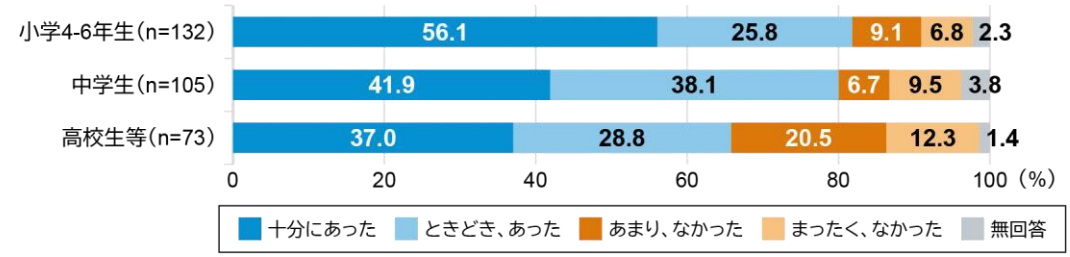

■地域で何かをしたり、決めたりするとき、あなたは意見を言えるようになっていますか

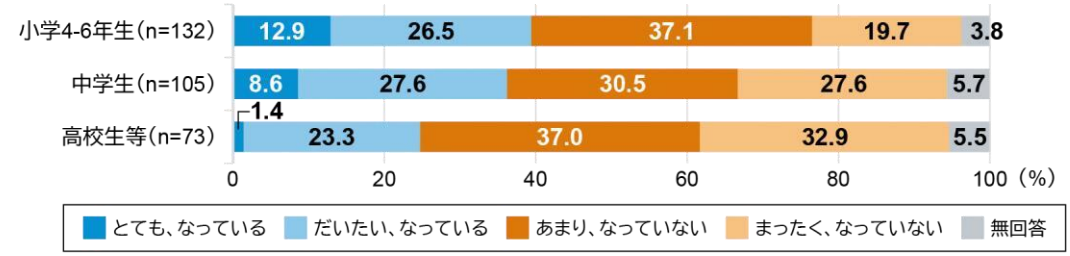

■地域であなたの意見や思いは大切にされましたか

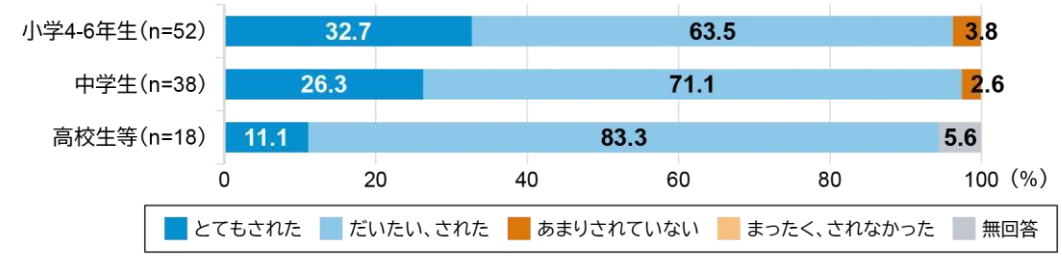

地　域

■あなたは、子どもの気持ちや意見を聞くこと（受け止めること）ができていると思いますか

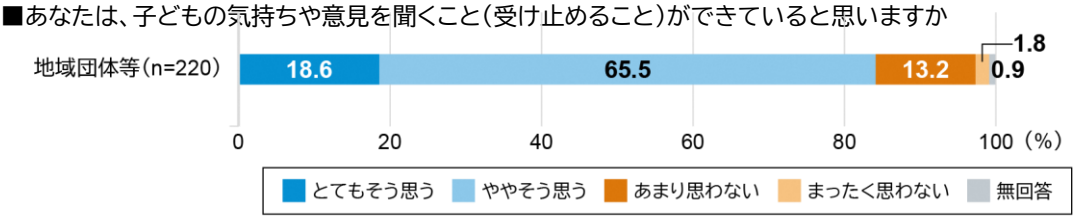

■あなたは、子どもから聞いた意見を、実際に反映させたり実現させたりすることができていますか

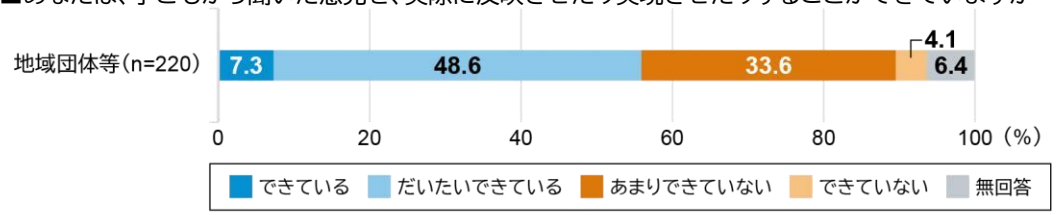

地域活動への参加状況

- 参加したことがある地域活動について、子ども全体の42.4%が「参加したことがない」と回答しており、5年前と比較して地域活動への参加状況が低くなっています。コロナ禍による地域活動の縮小が要因であることが伺えます。

【H30】この一年間に参加したことがある活動（複数回答）

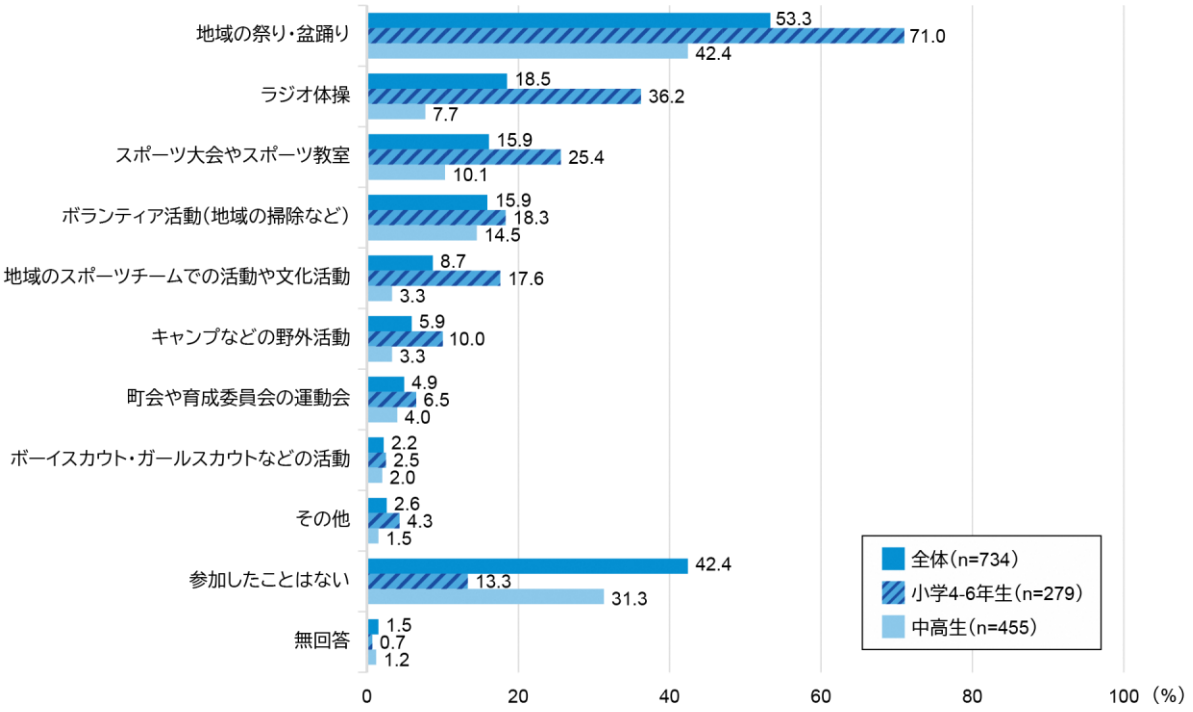

【R5】これまでに参加したことのある活動（複数回答）

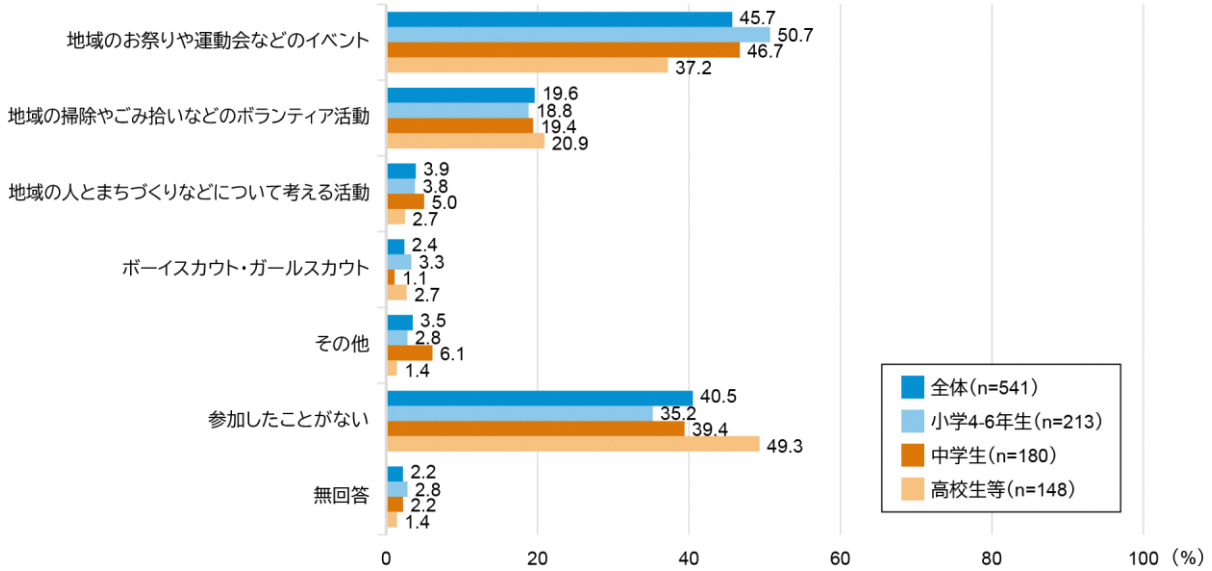

子どもの居場所

- いずれの年代の子どもも自分の家で過ごすと回答する割合が高くなっています。
- 小学生は、塾や習い事、公園やグラウンドで過ごすことが多くなっています。
- 中高生は、学校のクラブ活動や部活動、塾や習い事をして過ごすことが多くなっています。

■放課後に過ごす場所はどこですか

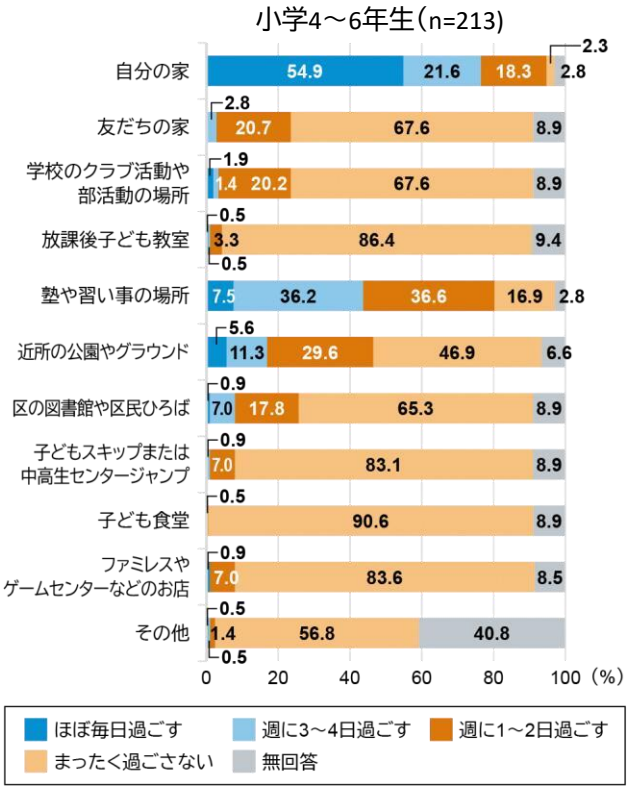

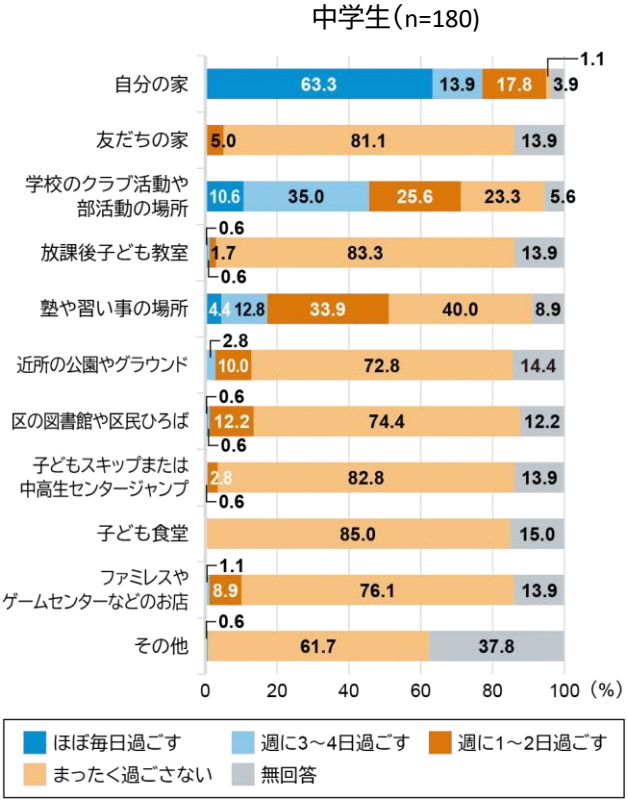

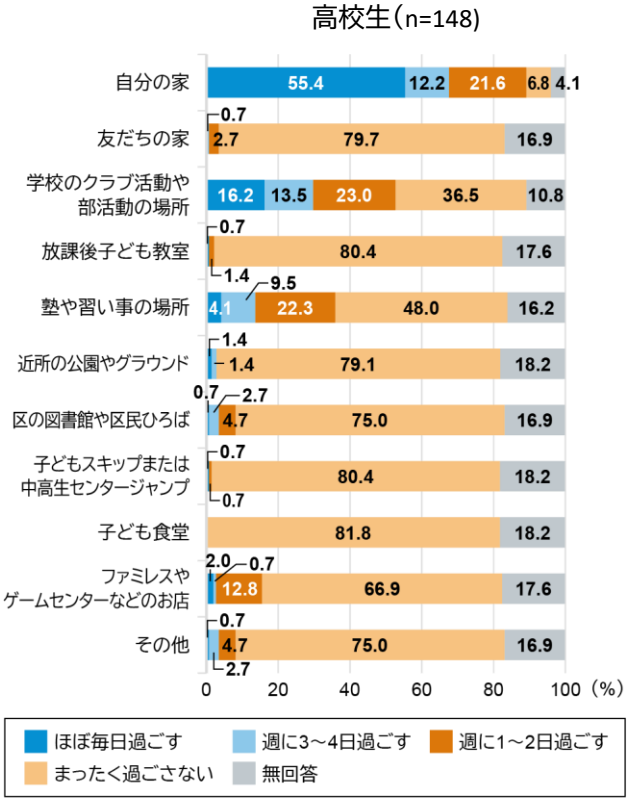

- いずれの年代の子どもも自分の部屋や家庭、学校の教室が居場所であると回答する割合が高くなっています。
- 小学生は、地域や塾・習い事を居場所とする回答が2割を占めています。
- 中高生は、学校のクラブ活動や部活動の場所、インターネット空間を居場所と回答する割合が高くなっています。

■ホッとする場所はどこですか（複数回答）

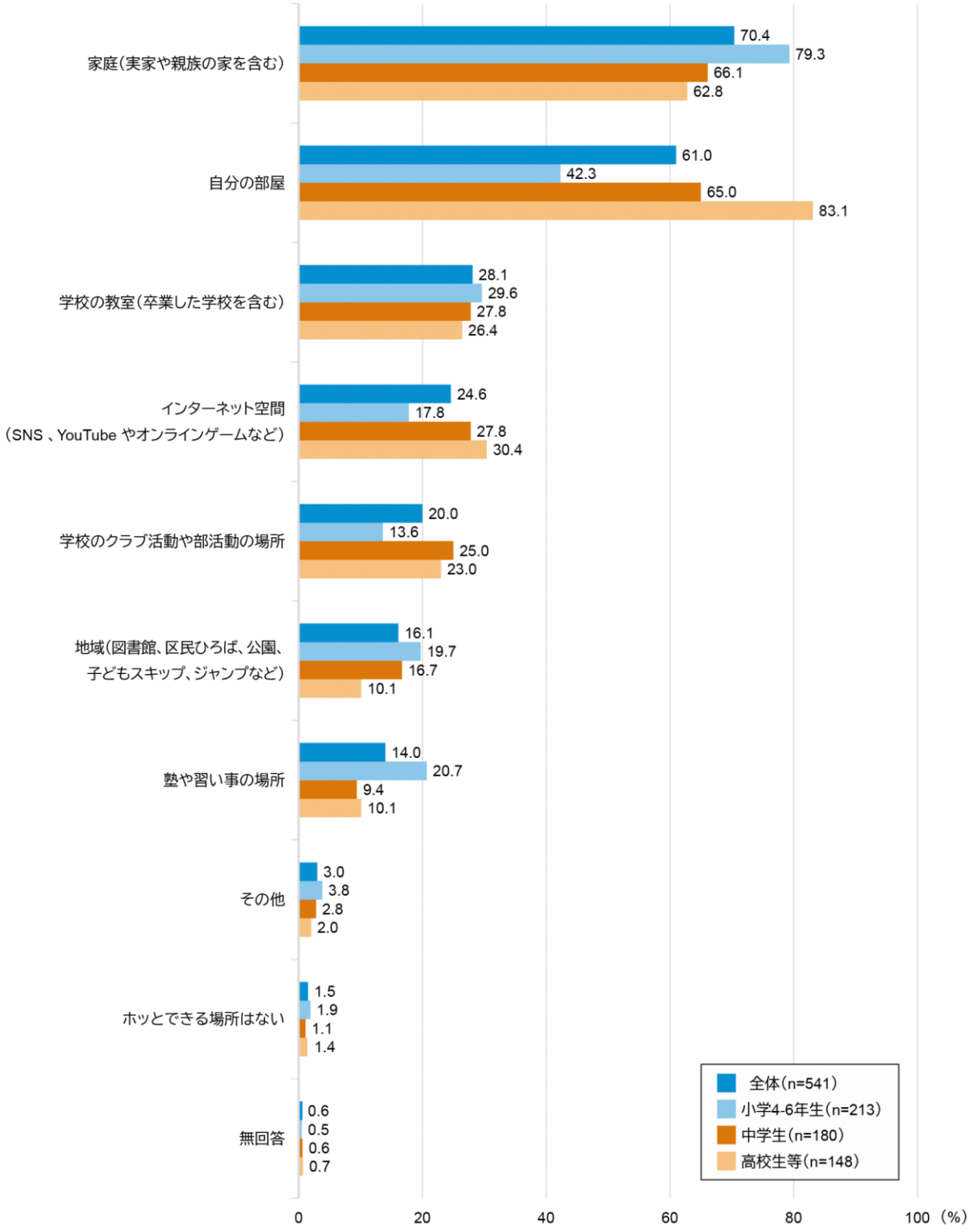

● 小学生の5.6%、中学生の10.0%、高校生等の12.9%が「自分には話せる人がいないと思う」と回答しています。

■あなたは、自分には話せる人がいないと思いますか

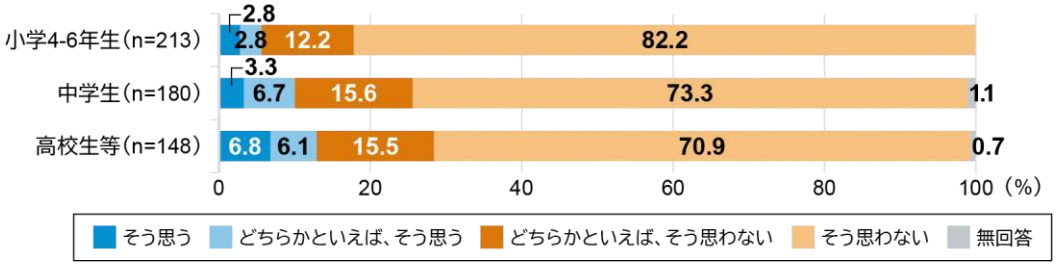

● 小学生の6.1%、中学生の10.6%、高校生等の6.8%が「自分はまわりから取り残されていると思う」と回答しています。

■あなたは、自分はまわりから取り残されていると思いますか

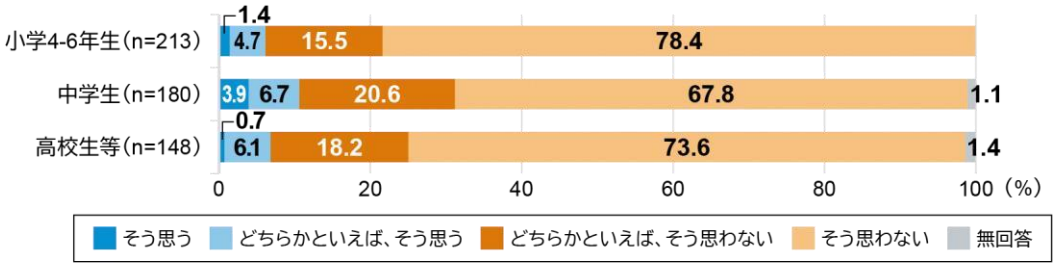

● 小学生の3.8%、中学生の8.9%、高校生等の6.1%が「自分はひとりぼっちだと思う」と回答しています。

■あなたは、自分はひとりぼっちだと思いますか

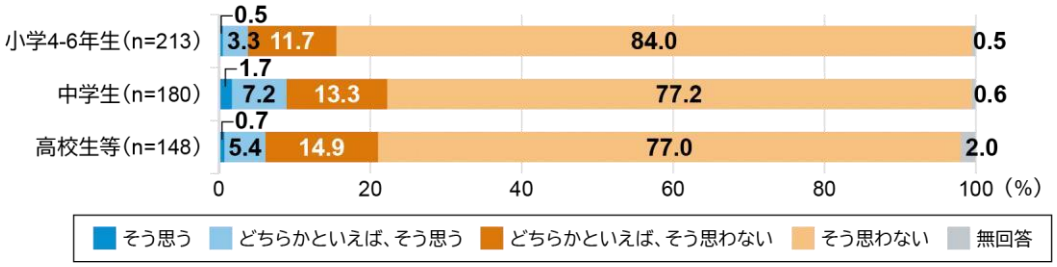

● 小学生本人へ地域の中にどんな遊び場所があるといいかを聞いたところ、「友だちとおしゃべりをする場所」が最も多く、全体の69.0%となっています。次いで、「友だちと一緒に鬼ごっこやかくれんぼをする場所」、「本や漫画を読む場所」、「工作をしたり室内ゲームで遊んだりする場所」、「公園の遊具で遊ぶ」が続きました。

● また、中高生等本人へ地域の中にどのような場所があるといいかを聞いたところ、「気の合う人同士でおしゃべりしたり、ゆったりと過ごせたりする場所」、「自分のペースで静かに学習できる場所」、「野外でからだを動かしてスポーツ活動ができる場所」と回答した声が多くありました。いずれの選択肢に対しても20.0%以上の中高生等本人があるといいと回答しました。

■あなたは、地域の中にどんな遊びができる場所があるといいと思いますか

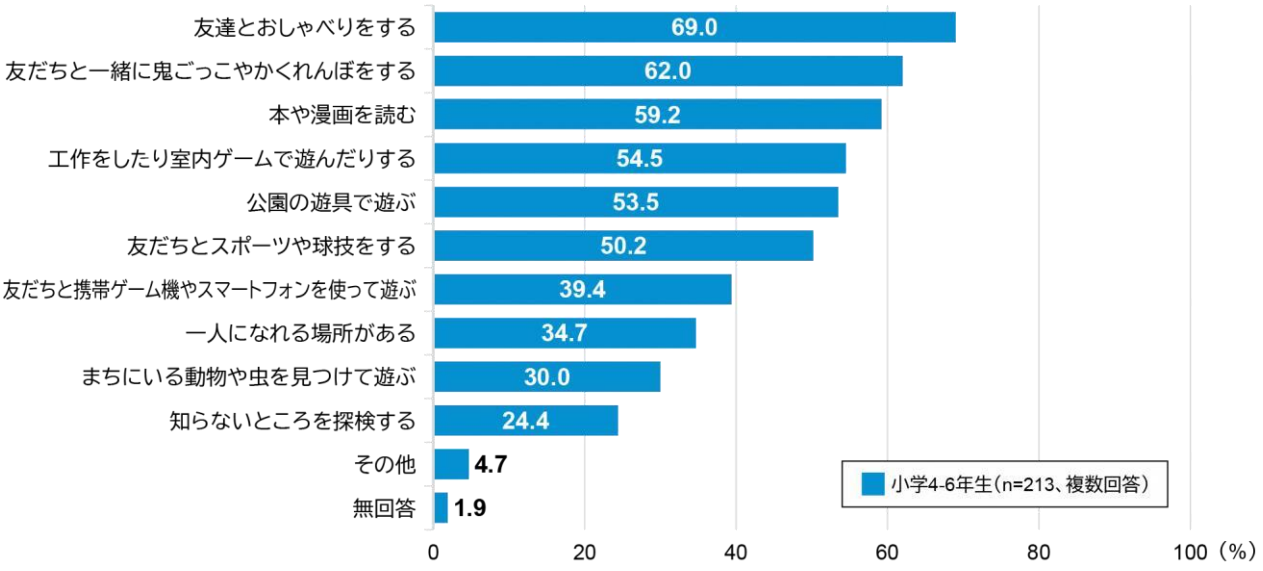

■あなたは、地域の中にどのような場所があるといいと思いますか

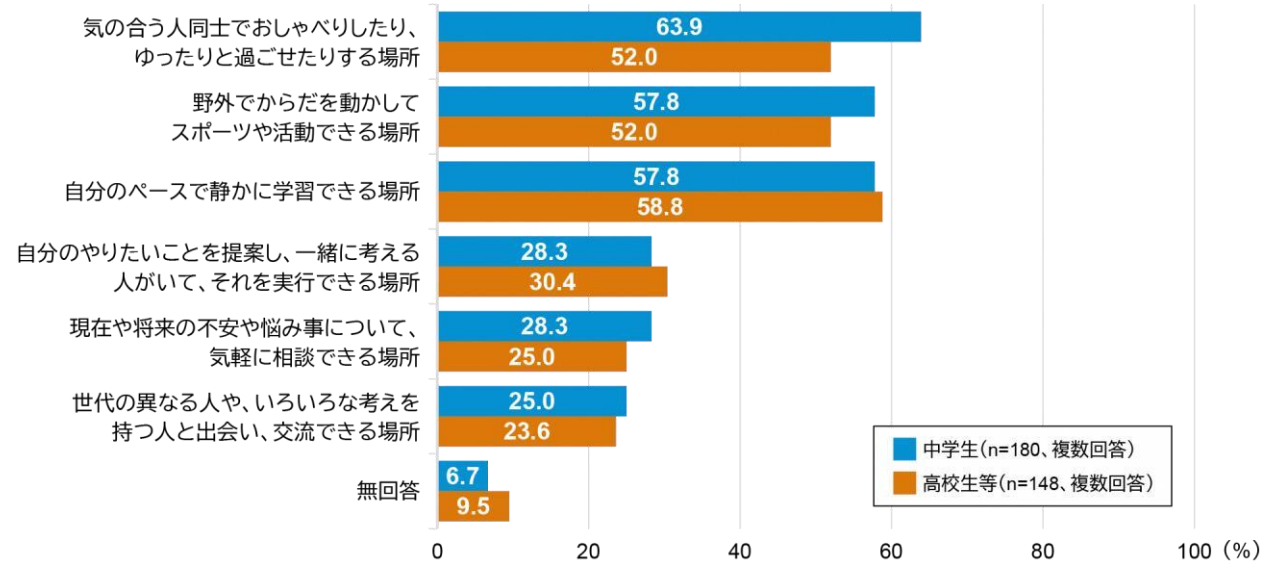

子どもの権利侵害の状況

- 虐待の経験について、小学生及び中高生の保護者の23.6%が、大人との関わりの中で子どもが困難に直面していることに気づいたと回答しています。特に「心を傷つける言葉を言われる」、「家族で起こるけんかを見て、いやな思いをした」ことが多くなっています。

子どもが大人にされたことに気づいたこと（複数回答）

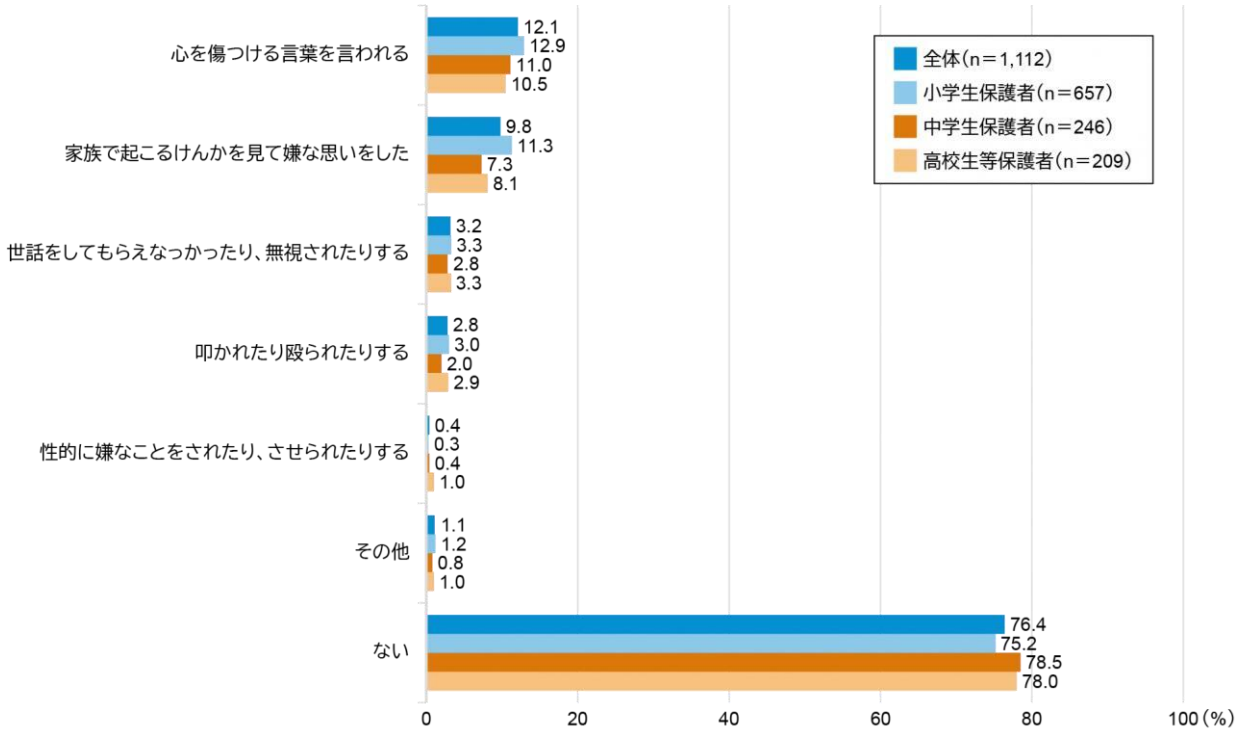

- いじめの経験について、小学生及び中高生の保護者の11.6%、及び地域団体等及び区施設職員の18.5%が、自身や身の回りのこどものいじめ（いじめられる・いじめているの両方を含む）に気づいたことがあると回答しています。

いじめに気づいたことの有無

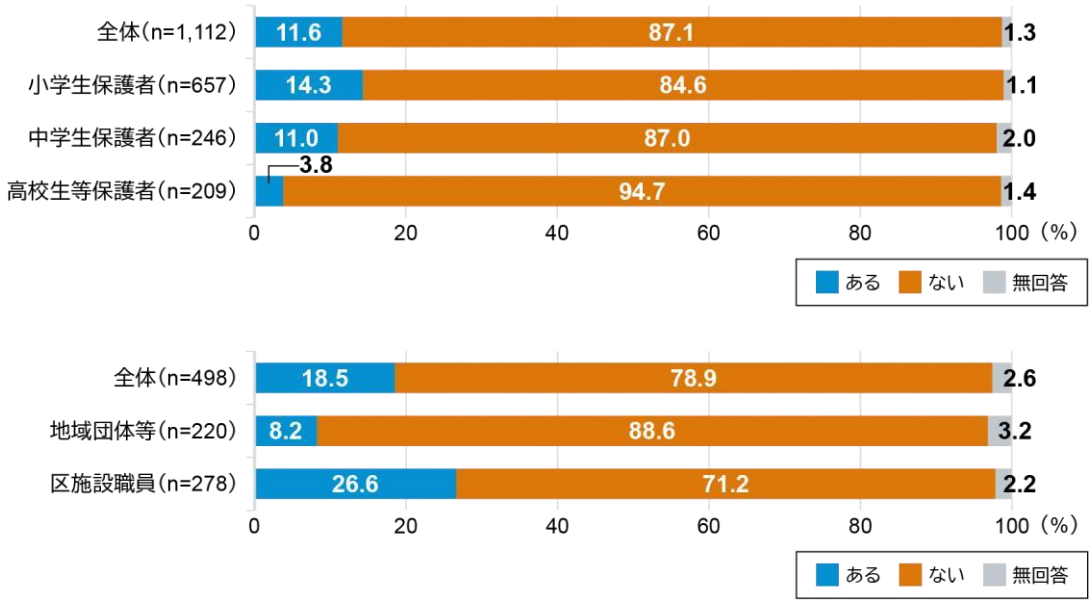

② 子どもの意識・意向

子どもの自己肯定感・自己有用感

- 自分を好きだと思っているかという質問では、小学4～6年生は「そう思う」が、中高生では「どちらかといえばそう思う」の回答が最も大きくなりました。年代が上がるにつれて「そう思う」の回答が少なくなる傾向があります。

- 「自分の将来は明るいと思う」と回答する子どもは、小学生が42.7%、中学生は36.7%、高校生等は29.7%でした。一方、小学生の11.3%、中学生の7.2%、高校生等の7.4%が、「自分が役に立たないと強く感じている」と回答しています。

■今の自分が好きだと思いますか

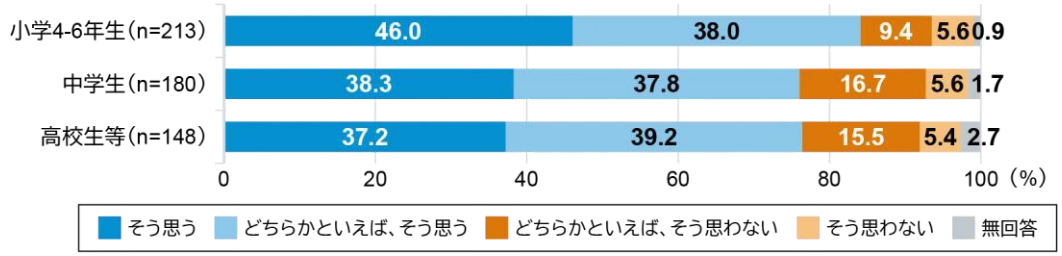

■自分の将来は明るいと思いますか

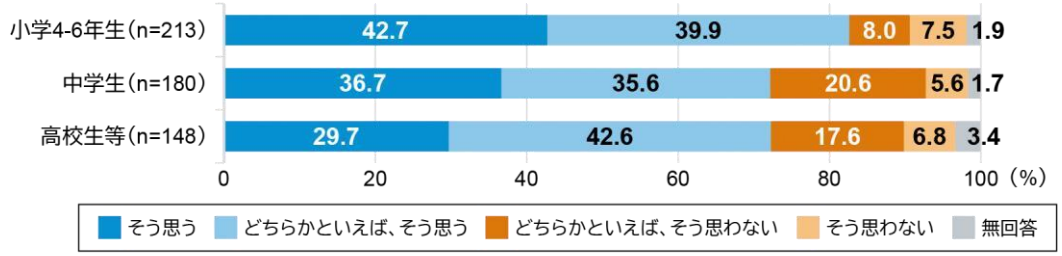

■自分は役に立たないと強く感じていますか

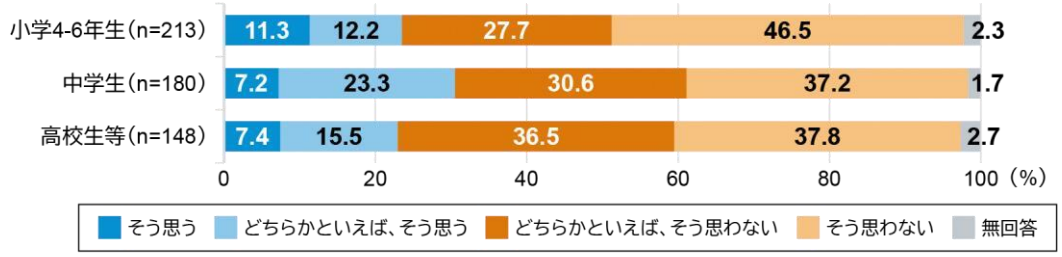

悩みや困っていることについて

- 小学生の64.4%、中学生の71.7%がものごとがうまくいかず落ち込んだ経験があると回答しています。
- 高校生等の24.3%が社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなった経験があると回答しています。
- 落ち込んだり、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったりした時の相談先は、小中学生、高校生等のいずれも「家族や親せき」、「学校の友達」「学校の先生」と回答した割合が高くなっています。

■今までにものごとがうまくいかずに落ち込んだ経験はありますか（小学4～6年生、中学生）
■今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったことがありますか（高校生等）

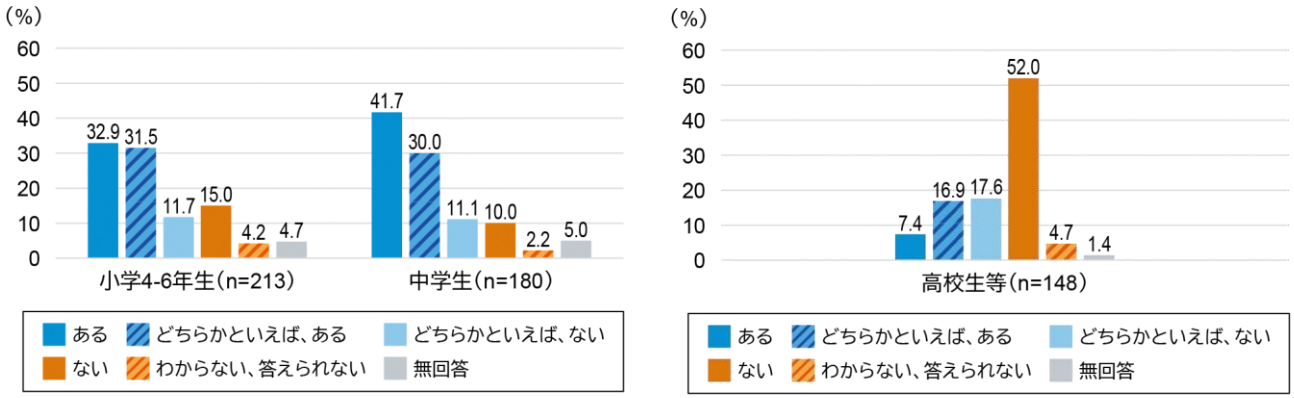

■ものごとがうまくいかずに落ち込んだときに、どういった人に相談しますか（小学4～6年生、中学生）
■社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったときに、どういった人に相談しますか（高校生等）

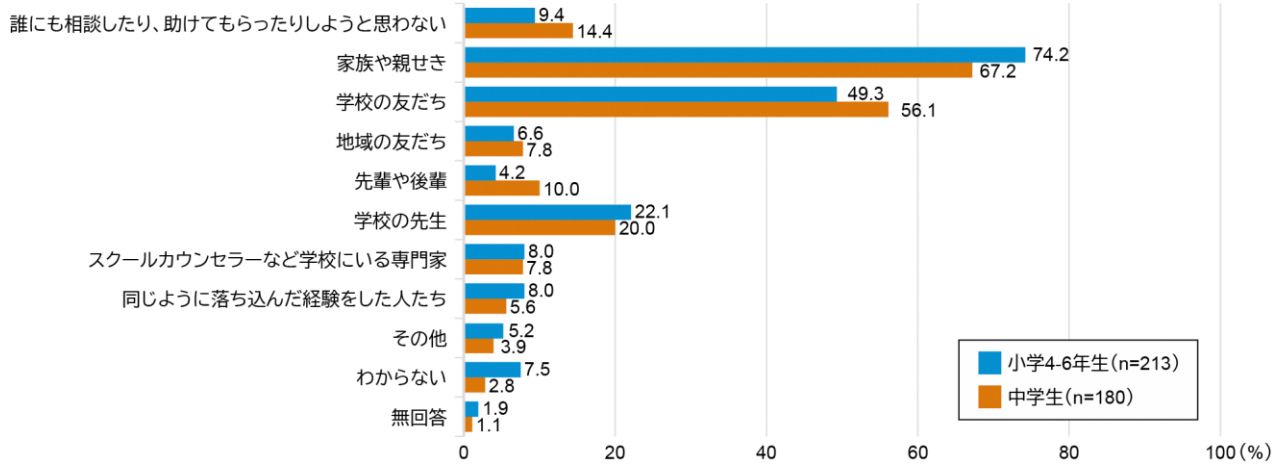

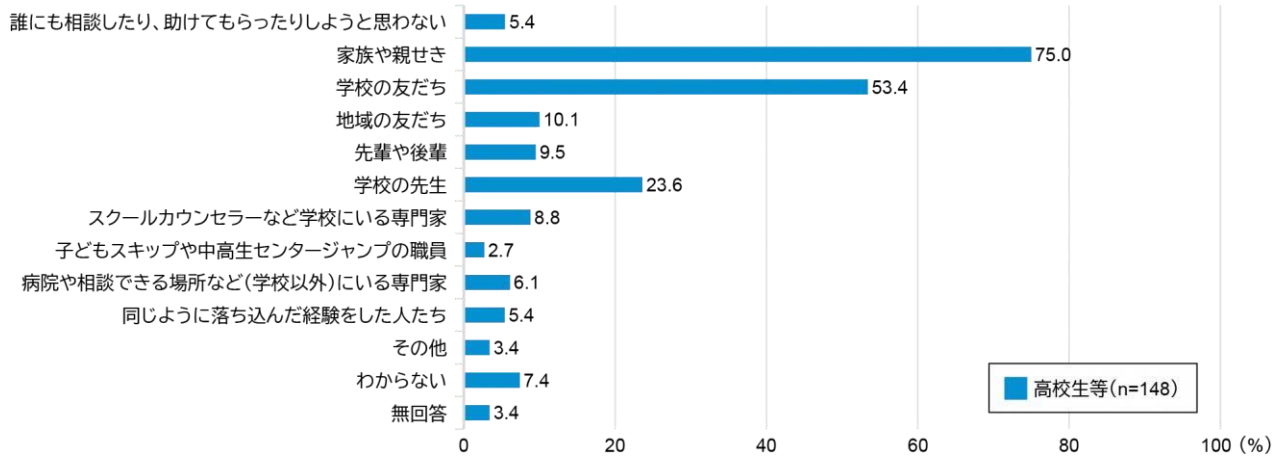

③ 保護者の意識・意向

母親の就労状況

- 就学前児童保護者（母親）の66.9%が「フルタイムで就労している」と回答しています。一方で17.5%の就学前児童保護者（母親）は、「現在は就労していない」と回答しています。

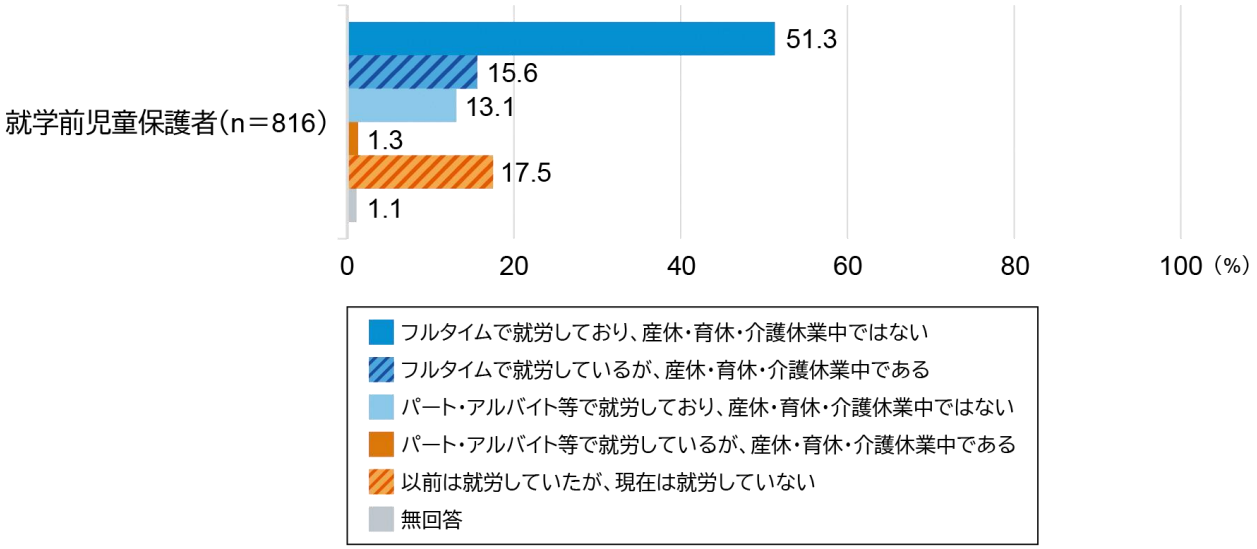

- 小学生保護者（母親）の40.0%、中学生保護者（母親）の39.8%、高校生等保護者（母親）の26.8%が、「正社員・正規職員・会社役員」として就労していると回答しています。また、子どもの年次が進むとともに、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」として就労していると回答する保護者の割合が高くなっています。

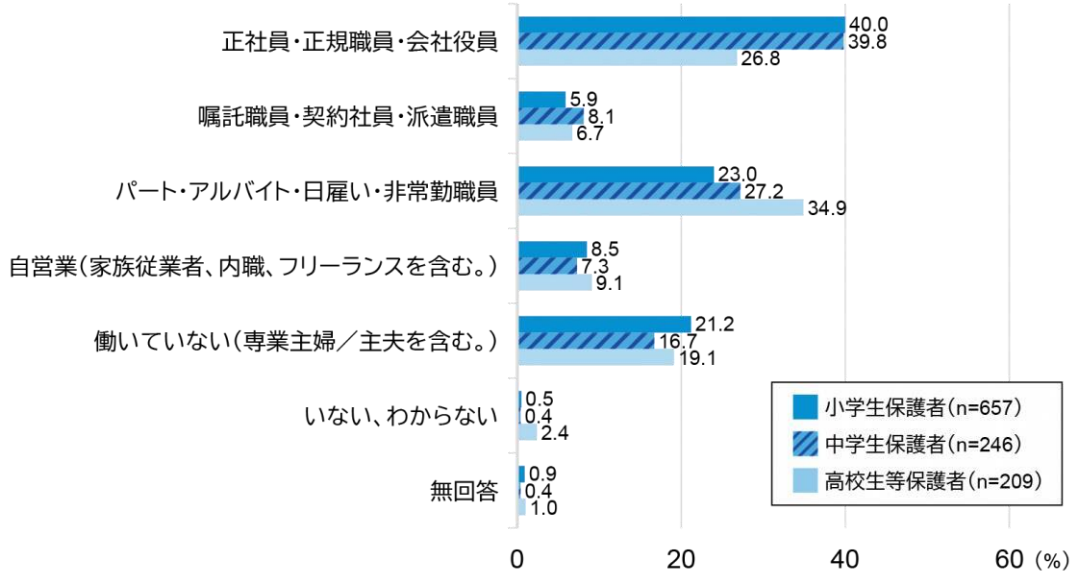

子育て環境への意識・意向

「安心して子どもを産む環境づくりができている」と回答した割合は、就学前児童保護者で62.5%、小学生保護者で53.7%、中学生保護者で52.5%、高校生等保護者で49.3%でした。その一方で、就学者前児童保護者の8.0%、小学生保護者の10.5%、中学生保護者の10.6%、高校生等保護者の10.0%が「そう思わない」と回答しています。

■安心して子ども産む環境づくりができていると思いますか

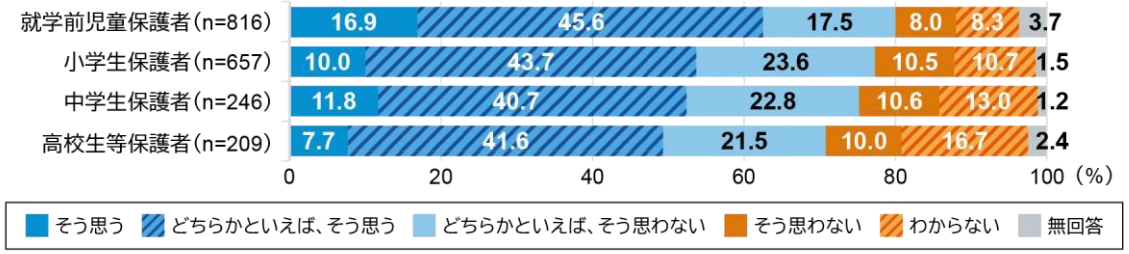

■子育てを視野に入れた住宅対策や道路・施設整備が行われていると思いますか

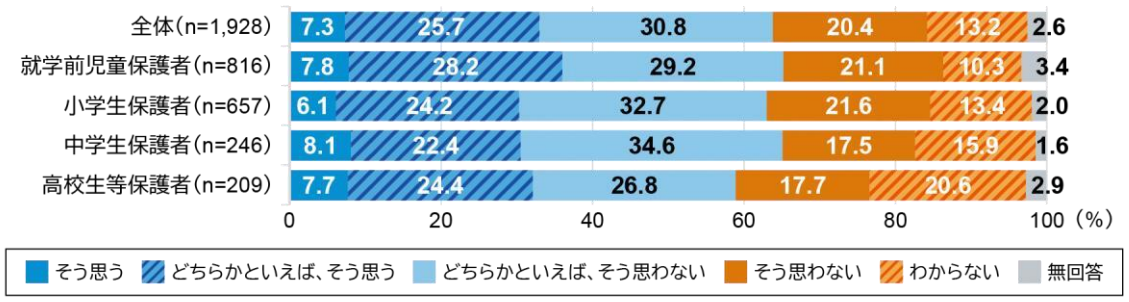

育児に関して特に不安なことや悩んでいることとしては、「仕事と子育ての両立に関すること」と回答する保護者が最も多く、「遊ばせ方やしつけに関すること」、「病気や発育に関すること」、「食事や栄養に関すること」、「経済的な負担に関すること」が続いています。

■育児に関して、特に不安なことや悩んでいることはありますか（就学前保護者、n=816）

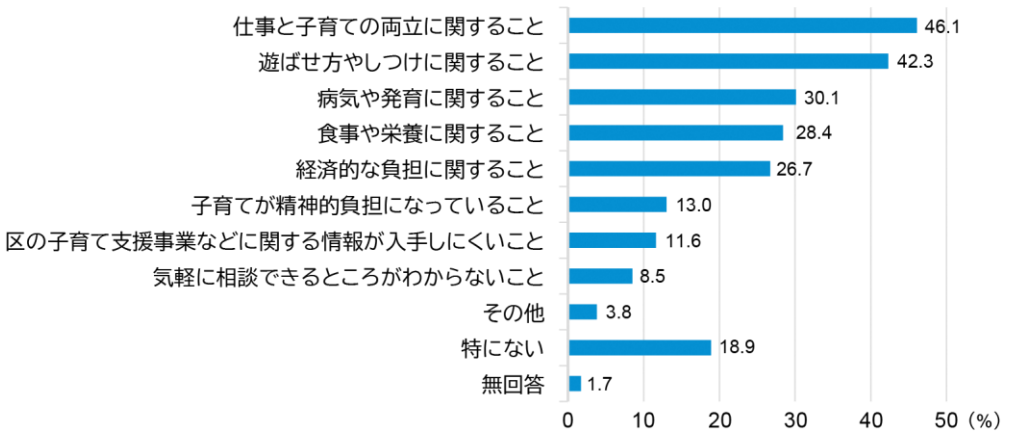

定期的な教育・保育事業の利用の有無（就学前児童保護者）

- 幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答している就学前児童保護者の割合は、前回調査時の78.2%とほぼ同様の81.0%となっています。

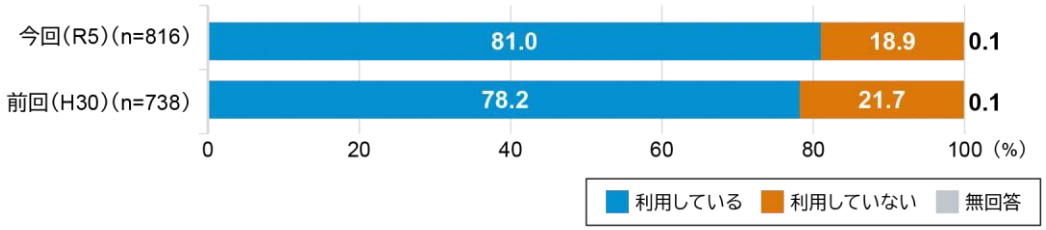

平日に利用している定期的な教育・保育事業（就学前児童保護者）

- 平日に利用している定期的な教育・保育事業について就学前児童保護者へ聞いたところ、「認可保育所」が57.5%と最も高くなっています。平日に利用を希望する定期的な教育・保育事業は、「認可保育所」への回答が59.8%を占め、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」と続いています。

（n=816、複数回答）

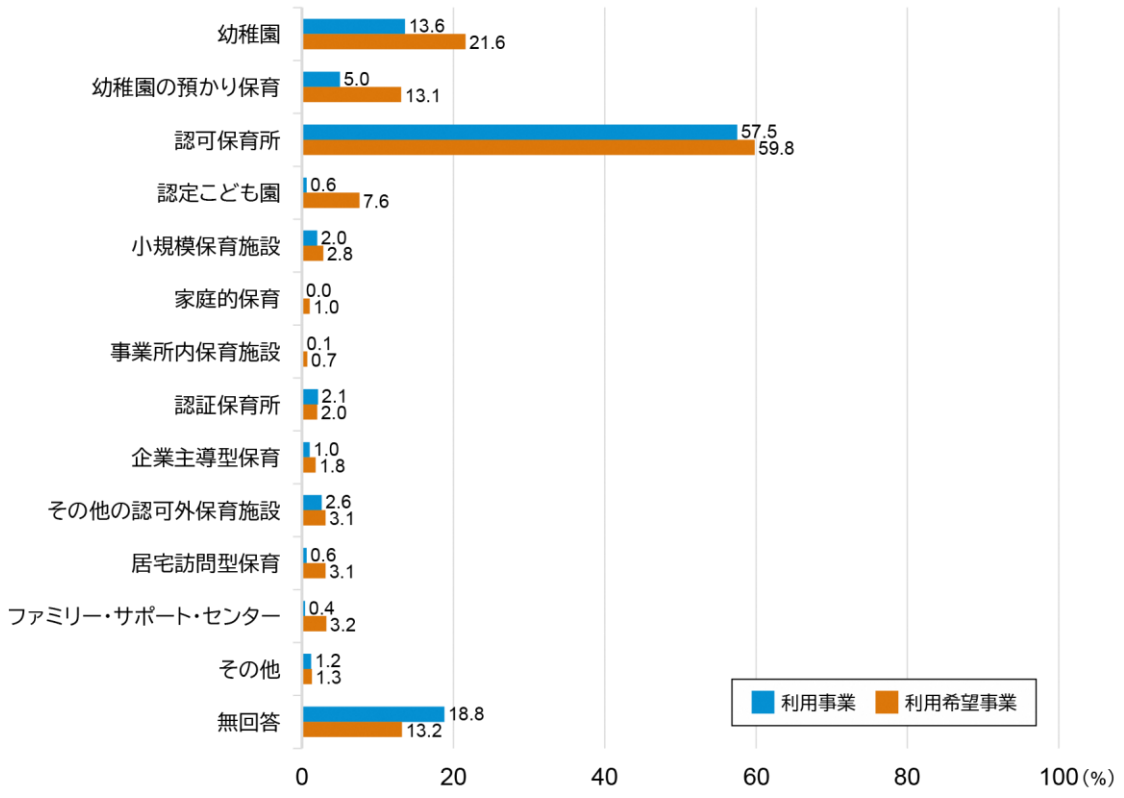

定期的な教育・保育事業を選ぶ際に重視していること（就学前児童保護者）

- 就学前児童保護者に対して、定期的な教育・保育事業を選ぶ際に重視していることを優先する順に回答を求めたところ、「自宅の近く」及び「園長・保育士・職員スタッフ等の対応や園の印象がよい」の優先順位が高くなっています。

- 「施設・設備が整っている」、「兄弟姉妹が通っている」、「延長保育に対応している」、「保育だけではなく、様々な教育プログラムを提供している」も多く選択されています。

回答者数：816　　（単位：%）

選択項目	優先順位1	優先順位2	優先順位3	優先順位4	優先順位5
自宅の近く	① 57.6	② 15.3	⑤ 8.0	5.6	4.3
子どもが将来通う小学校のある居住地区内にあること	1.1	4.9	2.8	1.8	2.5
職場の近く	0.6	2.0	1.1	1.0	1.1
駅の近く	0.6	3.9	3.4	2.1	1.3
兄弟姉妹が通っている	③ 5.1	⑤ 8.7	5.1	3.3	3.7
延長保育に対応している	⑤ 2.9	8.1	④ 8.2	⑤ 6.9	8.8
夜間や休日保育に対応している	0.2	0.5	1.0	1.3	1.1
乳児保育を実施している	0.1	2.1	1.1	1.3	1.6
病院や病後児の対応を行っている	0.1	0.9	1.0	1.8	1.5
施設・設備が整っている	2.5	③ 10.3	③ 12.5	② 13.8	⑤ 9.1
送迎サービスを行っている	0.6	0.6	0.6	0.7	1.3
給食を提供している	2.0	④ 10.0	② 14.8	③ 12.0	② 9.6
地域の評判がよい	1.1	4.5	6.5	6.7	7.7
保育料が安い	0.2	1.0	2.7	2.8	3.3
行事が充実している	0.4	1.1	3.2	6.5	③ 9.4
園長・保育士・職員スタッフ等の対応や園の印象がよい	② 18.5	① 19.6	① 16.8	① 15.0	④ 9.1
保育だけでなく、様々な教育プログラムを提供している	④ 4.7	4.4	7.2	④ 7.8	① 12.3
その他	1.1	0.7	0.6	0.7	1.5
無回答	0.5	1.3	3.3	8.6	10.9

“地域の子育て力”向上のために有効な取組

- 47.4%の保護者が「地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われている」と回答しています。

■地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われていると思いますか
（就学前児童・小中高校生等保護者、n=1,928）

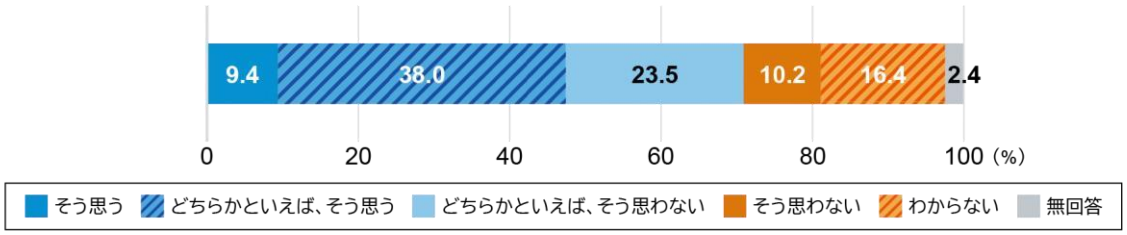

● 保護者全体の40.4%が「職業生活と家庭生活を両立するための支援が行われている」と回答しています。

■職業生活と家庭生活を両立するための支援が行われていると思いますか

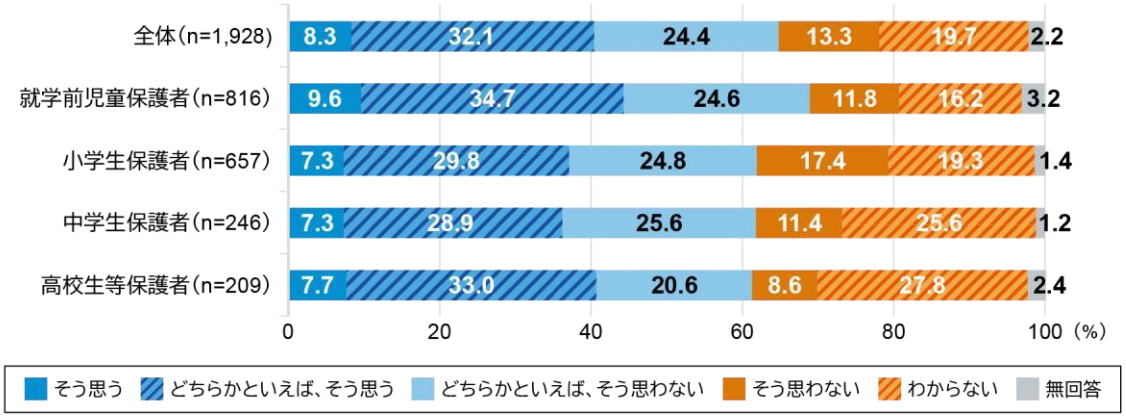

● 地域の子育て力向上へ向けて有効な取組については、いずれの年代の保護者においても、「町内会・自治体等によるお祭りやイベント開催、防犯活動など」、「企業や商店街が行うイベント開催や施設提供、優待事業」、「隣近所の人が子どもと顔見知りになり、声を掛け合う関係をつくるなど」への回答が高くなっています。

■地域全体で子育てを支援していく“地域の子育て力”を向上させるためには、今後どのような取り組みを進めることが有効だと思いますか

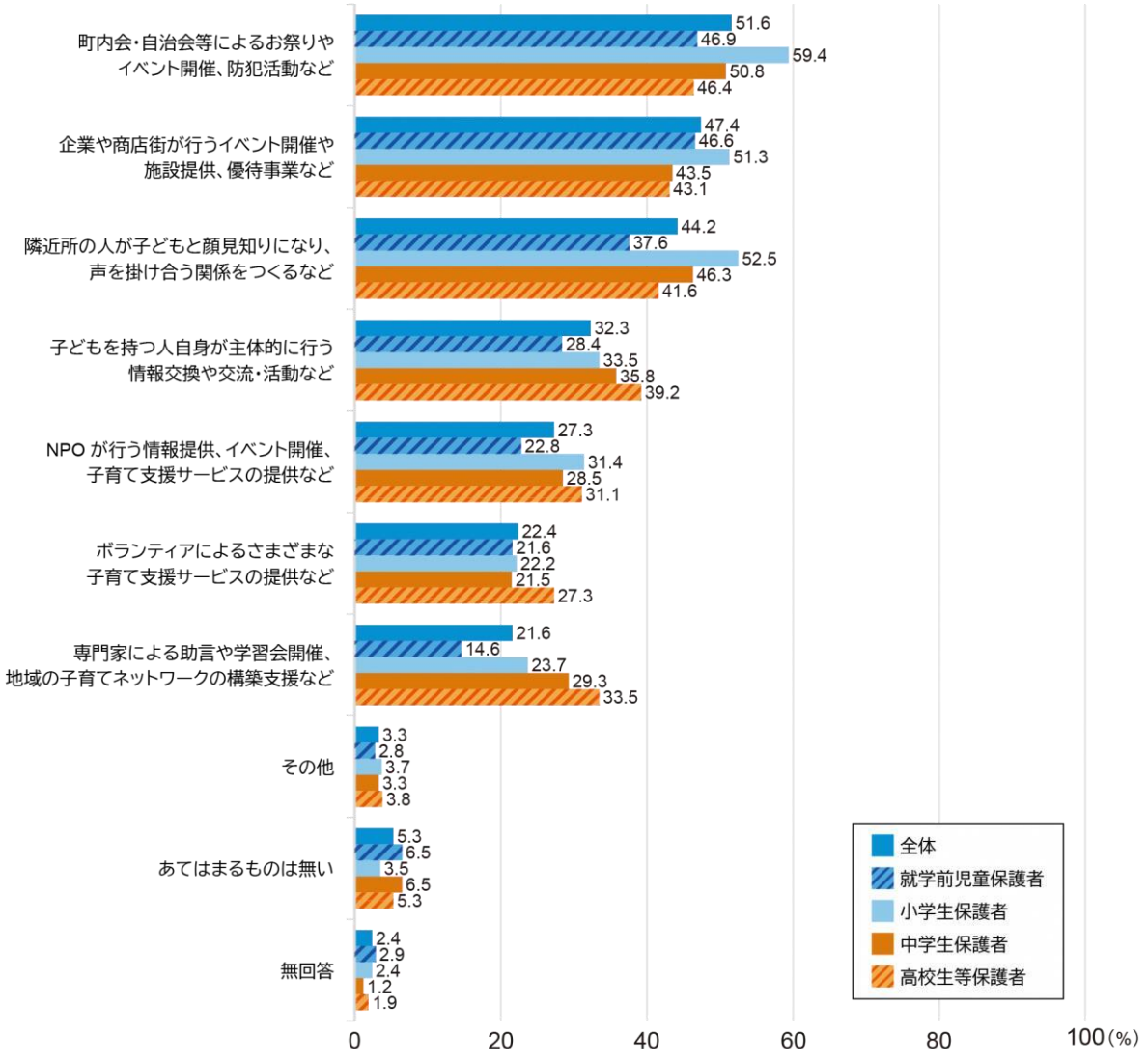

子育て施策や事業に何を望むか

いずれの年代の保護者も、「子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備」、「安心して遊べる屋外遊び場の整備」、「休日・夜間診療などの小児医療体制の充実」の順に回答の割合が高くなっています。

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
就学前児童保護者	休日・夜間診療などの小児医療体制の充実	子どもが安心して遊べる公園等の野外遊び場の整備	子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備	子育てに関する手当の充実や子育てにかかる経済的負担の軽減	幼稚園・小中学校における教育内容や教育環境の充実	仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実	子育て期の生活環境・住環境の整備	母親や乳幼児の健康診査・予防接種等の母子健康事業の充実
	54.3%	52.6%	51.0%	47.1%	31.0%	30.5%	26.8%	25.2%
小学生保護者	子どもが安心して遊べる公園等の野外遊び場の整備	子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備	休日・夜間診療などの小児医療体制の充実	子育てに関する手当の充実や子育てにかかる経済的負担の軽減	幼稚園・小中学校における教育内容や教育環境の充実	小学生、中高生が安心して過ごせる、子ども同士の交流・活動の場の整備	母親や乳幼児の健康診査・予防接種等の母子健康事業の充実	仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実
	66.2%	61.9%	50.2%	42.5%	35.2%	28.9%	22.2%	18.6%
中学生保護者	子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備	子どもが安心して遊べる屋外遊び場の整備	休日・夜間診療などの小児医療体制の充実	子育てにかかる経済的負担の軽減	小学生、中高生が安心して過ごせる、子ども同士の交流・活動の場の整備	母親や乳幼児の健康診査・予防接種等の母子健康事業の充実	障害のある子どもや、ひとり親家庭などへの特に配慮を必要とする家庭への支援の充実	幼稚園・小中学校における教育内容や教育環境の充実
	57.7%	46.7%	45.9%	45.9%	24.4%	23.2%	23.2%	22.8%
高校生等保護者	子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備	休日・夜間診療などの小児医療体制の充実	子育てに関する手当の充実や子育てにかかる経済的負担の軽減	子どもが安心して遊べる屋外遊び場の整備	母親や乳幼児の健康診査・予防接種等の母子健康事業の充実	障害のある子どもや、ひとり親家庭などへの特に配慮を必要とする家庭への支援の充実	仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実	幼稚園・小中学校における教育内容や教育環境の充実 小学生、中高生が安心して過ごせる、子ども同士の交流・活動の場の整備
	54.5%	46.4%	45.0%	38.8%	24.9%	18.2%	18.2%	16.7%

これからも豊島区に住み続けたいと思うか

「これからも豊島区に住み続けたいと思う」と回答した割合は、就学前児童保護者が88.0%、小学生保護者が84.3%、中学生保護者が83.8%、高校生等保護者が81.9%であり、いずれの年代においても80.0%以上となっています。

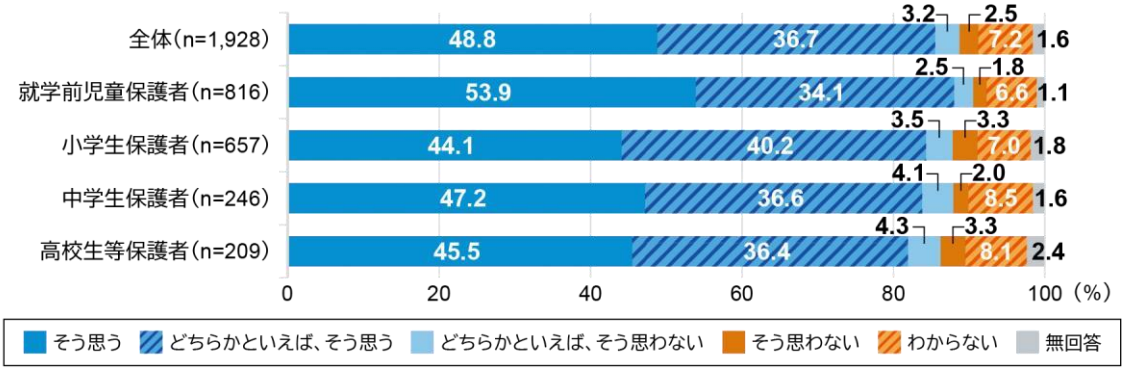

④ 若者の意識・意向

就学・就労の状況

- 「正社員として働いている」と回答した若者の割合が50.0%で最も高くなっています。「契約社員、派遣社員、パート・アルバイト等として働いている」と回答した割合は9.6%、「専業主婦・主夫、家事手伝い」が2.1%、「自営業」が1.8%であり、「学生・生徒」と回答した割合は33.6%となっています。

■あなたの就学・就業状況について教えてください

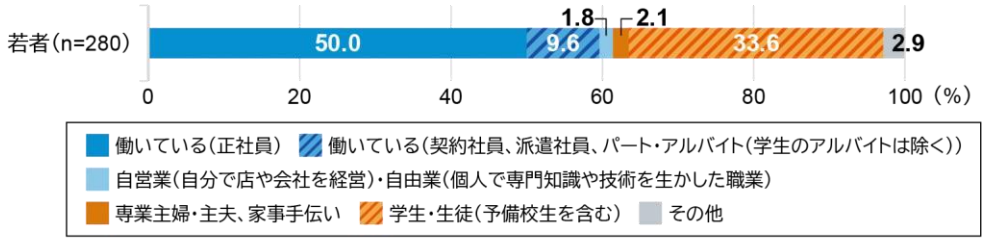

若者の居場所

- 若者の81.8%が自分の部屋、58.2%が家庭を自分の居場所であると回答しています。その他、30.7%の若者がインターネット空間を居場所であると回答し、21.1%の学生が学校を居場所であると回答しています。

■次の場所は、今のあなたにとって居場所となっていますか(n=280、複数回答)

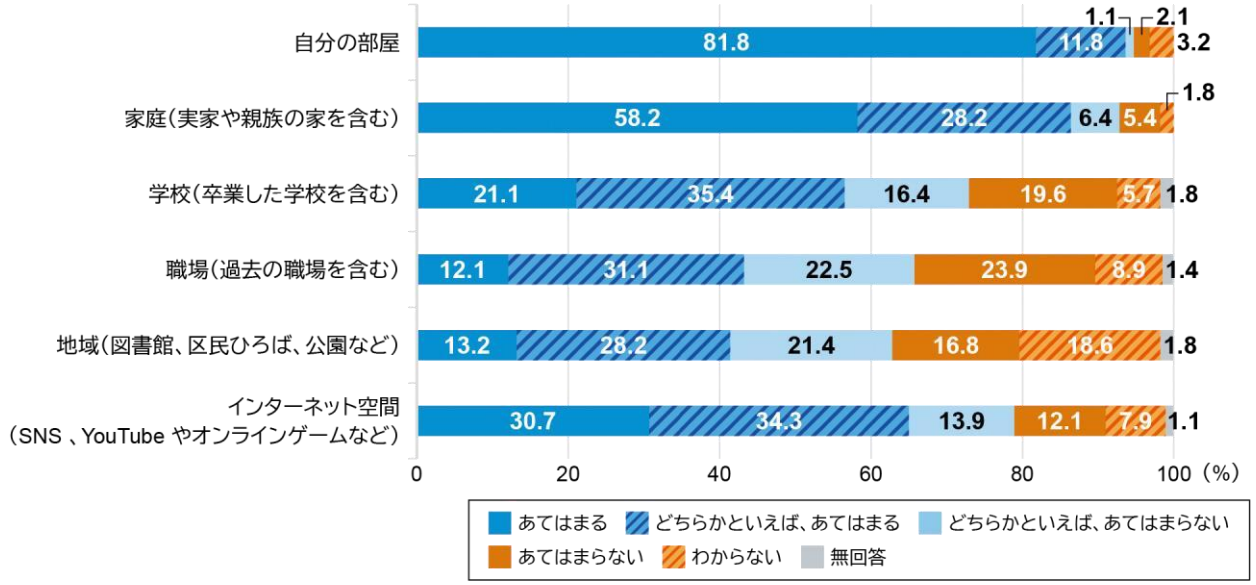

● 若者の7.9%が「自分には話せる人がいないと思う」と回答しています。

■あなたは、自分には話せる人がいないと思いますか

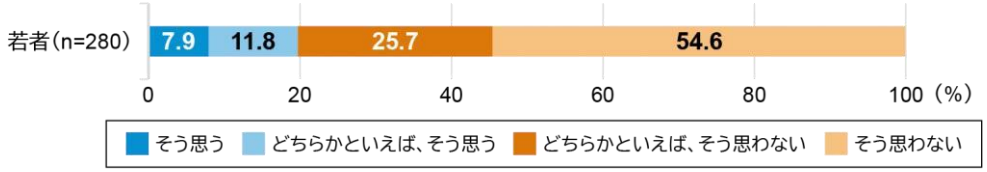

● 若者の3.9%が「自分はまわりから取り残されていると思う」と回答しています。

■あなたは、自分はまわりから取り残されていると思いますか

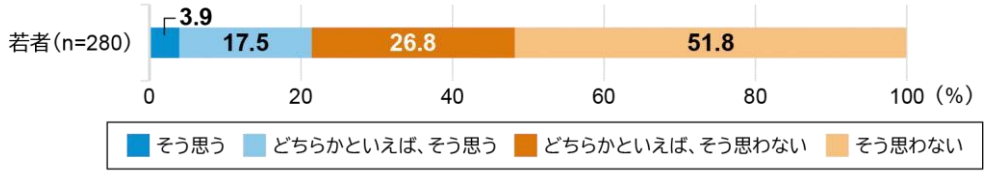

● 若者の3.2%が「自分はひとりぼっちだと思う」と回答しています。

■あなたは、自分はひとりぼっちだと思いますか

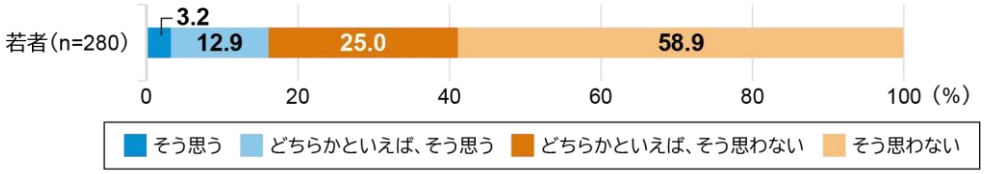

● 地域の中にどのような場所があるとよいと思うかを聞いたところ、若者の55.7%が「気の合う人同士でおしゃべりしたり、ゆったりと過ごせたりする場所」、54.3%が「自分のペースで静かに学習できる場所」、50.4%が「野外でからだを動かしてスポーツ活動ができる場所」と回答しています。いずれの選択肢に対しても30.0%近くの若者が肯定的に回答しており、地域の中の居場所に対する若者の関心が高いことが伺えます。

■あなたは、地域の中にどのような場所があるとよいと思いますか

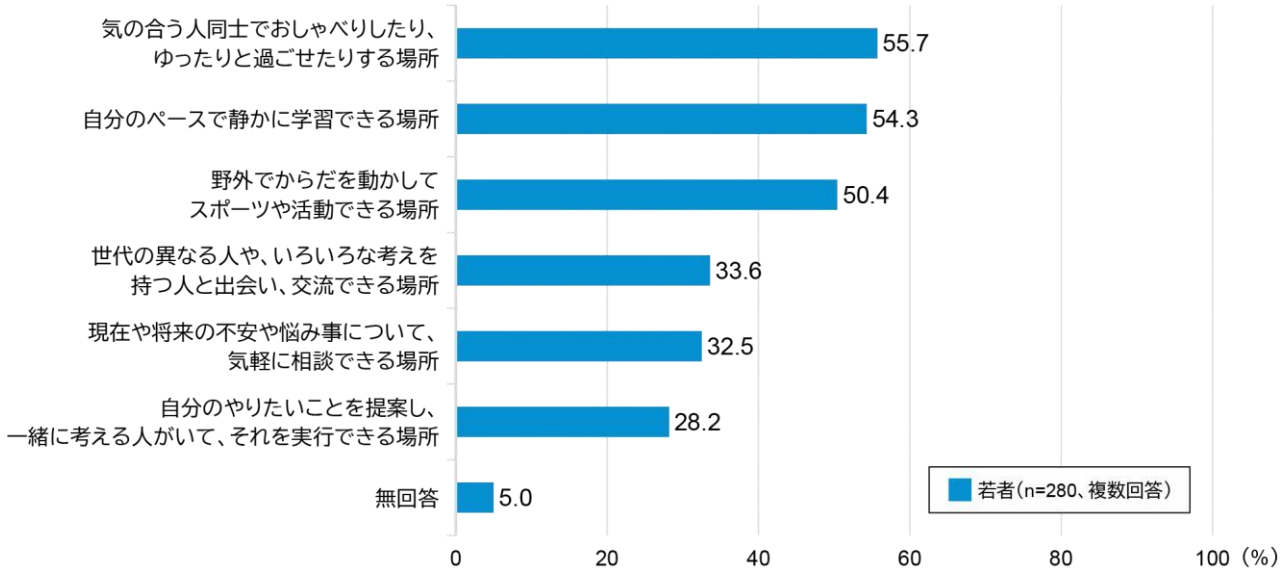

若者の自己肯定感・自己有用感

- 今の自分が好きだと思うかという質問では、若者の26.4%が「そう思う」、38.6%が「どちらかといえば、そう思う」と回答しています。
- 「自分の将来は明るいと思う」と回答した若者の割合は、17.5%となっています。一方で、若者の40.8%が、「自分が役に立たないと強く感じている」もしくは、「どちらかといえば自分が役に立たないと感じている」と回答しています。

■今の自分が好きだと思いますか

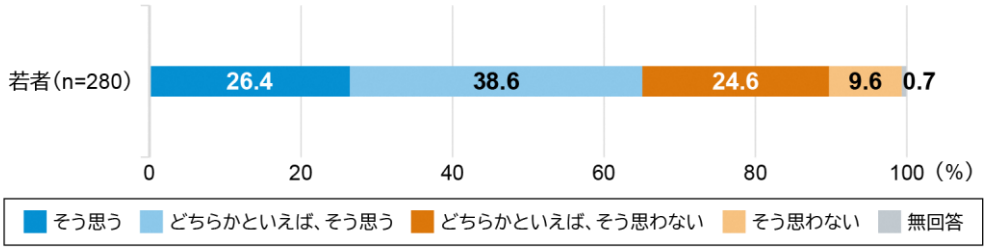

■自分の将来は明るいと思っていますか

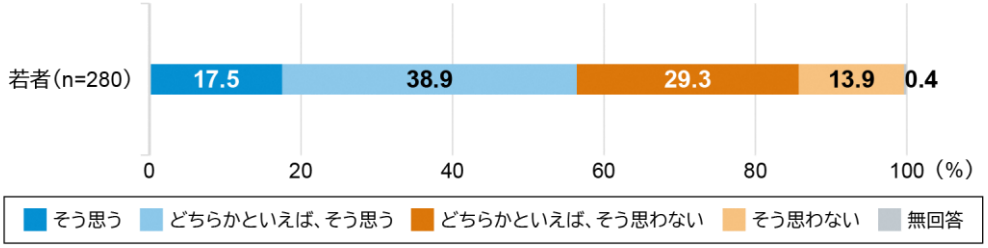

■自分が役に立たないと強く感じていますか

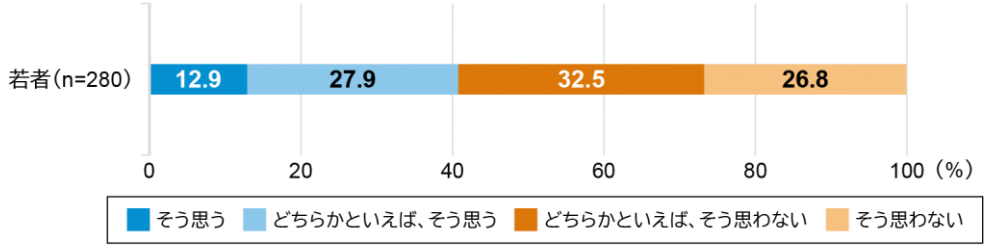

地域活動への参加状況

- 若者の43.9%がこれまでに地域活動に参加したことがあると回答しています。具体的には、「地域のお祭りや運動会のイベント」、「地域の清掃やごみ拾いなどのボランティア活動」へ参加したことがあると回答した若者の割合が高くなっています。

■【R5】地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがありますか
（参考）【H30】この一年間に地域活動に参加したことがありますか

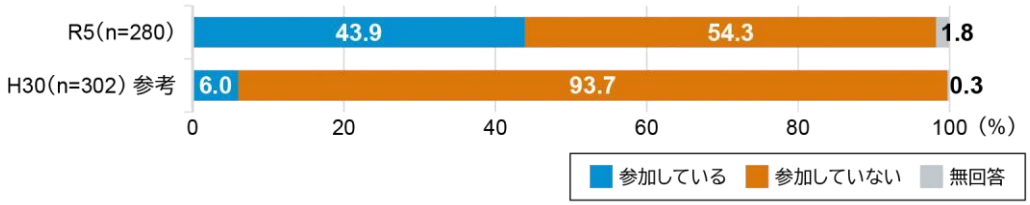

■参加したことがある地域活動・イベント・ボランティア等（複数回答）

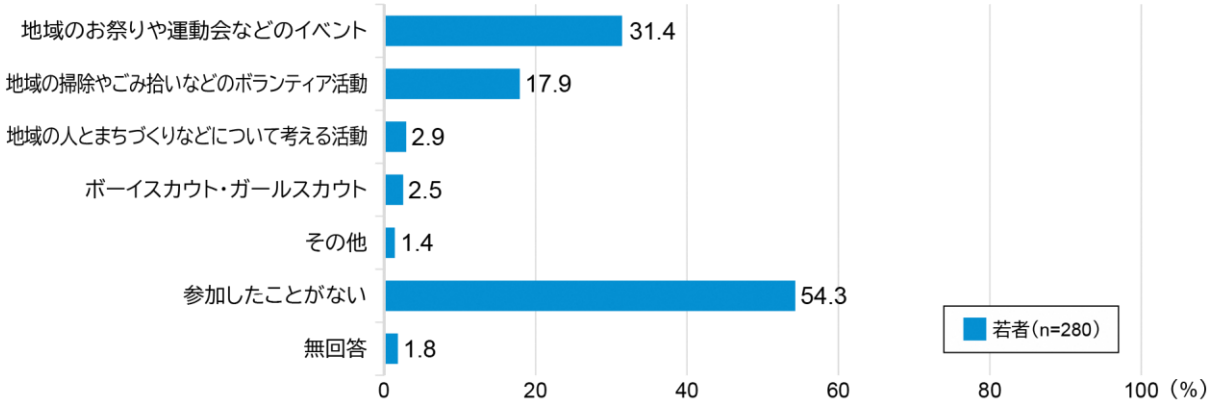

選挙への参画状況と参画意向

- これまでの国政選挙や地方選挙について「毎回行っていた」と回答した若者の割合が最も高く47.1%でした。次いで「ときどき行っていた」が36.4%、「行っていない」が15.7%となっています。
- 80.7%の若者が今後、国政選挙や地方選挙へ「行く」と回答しています。

■これまでに国政選挙や地方選挙に行っていますか

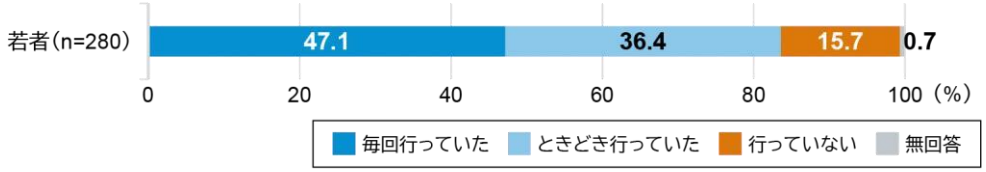

■今後、国政選挙や地方選挙に行きますか

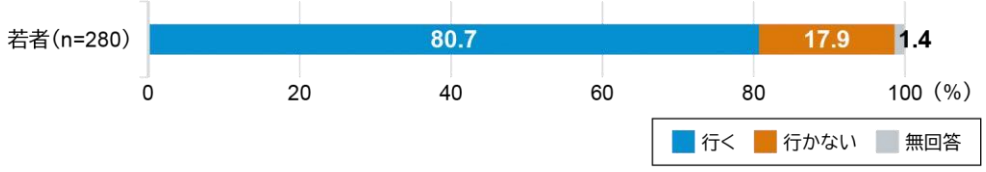

悩みや困っていることについて

- 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなった経験について、若者の22.5%が「ある」、26.8%が「どちらかといえば、ある」と回答しています。
- 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなった時の相談先は、「家族や親せき」、「学校の友達」と回答した割合が高くなっています。

■今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったことがありますか

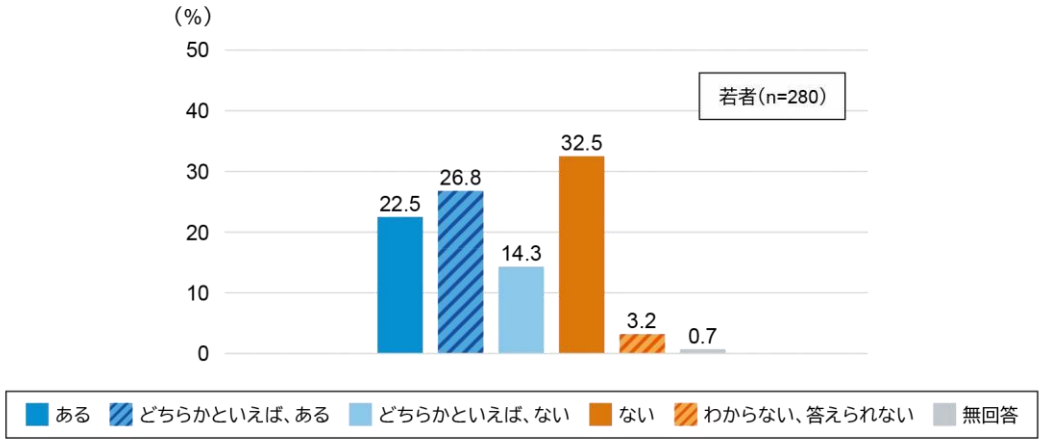

■社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったときに、どういった人に相談しますか

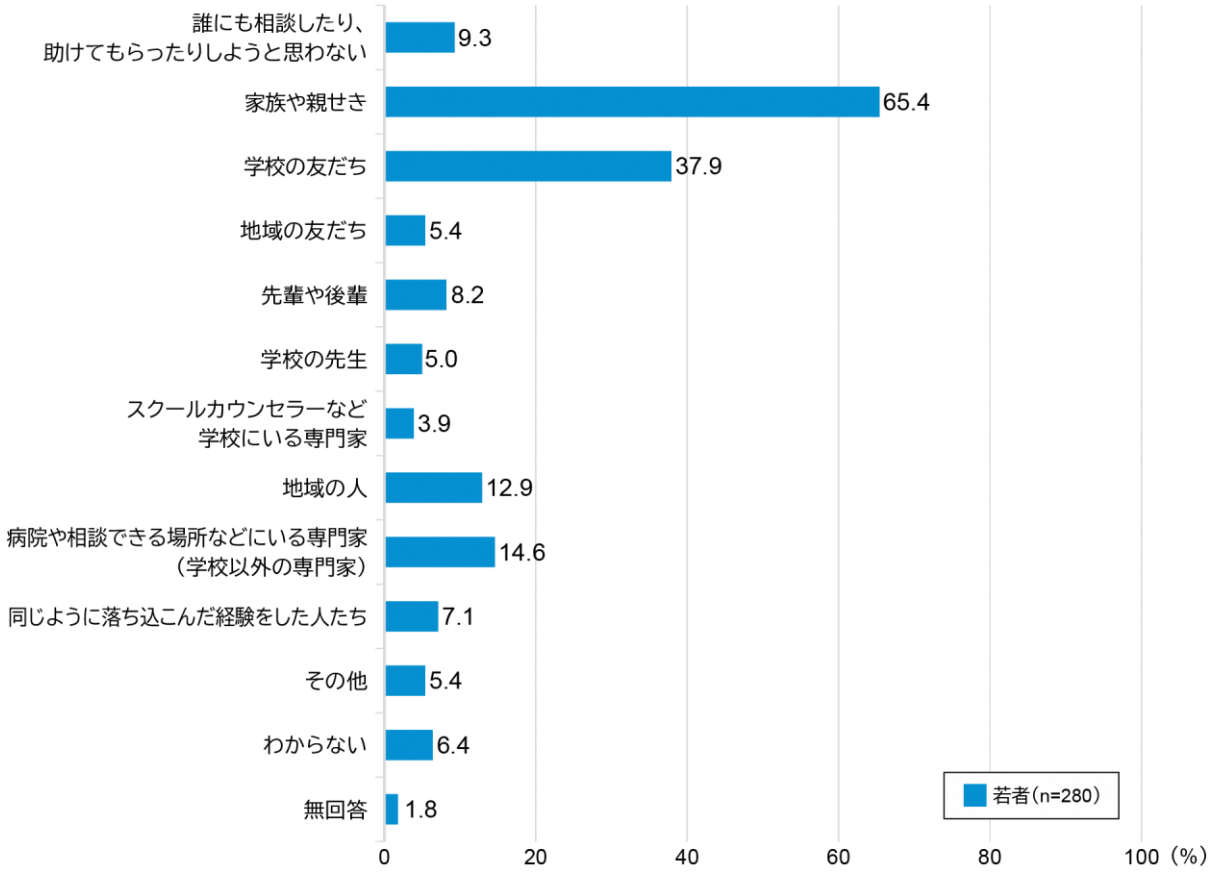

3 子ども・若者の意識・意向＜ヒアリング調査の結果＞

調査目的

アンケート調査では把握しきれない子どもの思いや、困難を抱える子ども・若者の実態や意識を把握することを目的に、関係機関や団体の協力を得て、子ども・若者へのヒアリングを実施しました。

調査実施場所

(1)子どもの居場所

①子どもスキップ、②中高生センタージャンプ、③子ども食堂、④プレーパーク

(2)困難を抱える子ども・若者

①障害を持つ児童を受け入れている子どもスキップ

②外国籍の子どもを対象に支援を行う団体

③多様な性自認・性的指向の子どもを支援する団体

④不登校・ひきこもりの経験がある子ども

⑤虐待・DVなどの被害を受けた子ども

調査結果（ヒアリングから分かったこと）

【子どもの権利に関すること】

- いずれのヒアリング対象施設・団体においても、「豊島区子どもの権利に関する条例」を知らない」、「なやミミやパンフレットを見たことはあるが権利についてはよく知らない」、という声が多数あり、アンケート調査結果と同様に子どもの権利に対する認知度の低さが見受けられました。

【子どもの意見表明・参加の促進に関すること】

- 周りの大人へ自分の意見を言える子どもと、言えない子どもがいました。子どもが意見を言えない理由としては、「心配されるので言えない」等、自分から大人への意見の伝え方に悩んでいる声が多くありました。一方で、「意見を言ってもしょうがないけど、必要なことを、人を選んで聞いている」等、意見表明を行うことについて前向きに捉え、自分なりに行動している様子も伺うことができました。

- 「地域の行事へ参加している」との声が多くあり、地域の神社のお祭りや各施設のイベントに参加した経験のある子どもが多くいました。

【子どもの居場所に関すること】

- 放課後の居場所について聞いたところ、「ヒアリング施設や公園でサッカーやドッジボールをする」、「友人とカードゲームで遊ぶ」の他、「家で過ごす」という回答が多くありました。

- ホッとできる場所としては、「自分の家」や「ヒアリングを行った施設」を挙げる声が多くありました。

【子どもの権利侵害の防止及び相談・救済に関すること】

- 少数ながら暴力を受けた経験や傷つく言葉を言われた経験等を話す子どもがいました。

- また、「先生は、子どもにやってはいけないということを自分はする」、「区役所に相談したけど何もしてくれなかった」といった、先生や区の対応に対する意見もありました。

【悩みや不安、相談に関すること】

- 「悩みや不安はない」、「回答したくない」という子どもが多数でした。小学生では、「友達や先生との関係」や「中学生になったら友達ができるのか心配」、中高生以上では、「将来への不安」や「自分の人間性」、「学校がつまらない」等の声がありました。

- 悩みの相談先は、「親や兄弟」、「仲の良い友達」、「先生」という回答が多数ありました。一方で、「誰にも言えない」等の回答もありました。また、相談窓口を知っている子どもはほぼいませんでした。

- 性的マイノリティの子どもからは、「親にも誰にも相談できる状況ではなく、親や学校へ性的マイノリティに対する理解促進が必要である」という意見がありました。

- 利用しやすい相談先としては、「家や学校等身近なところで相談をしたい」という声がある一方で、「親などに絶対言わないでほしい」という声もありました。区の相談窓口については、区立小中学校生徒全員へ導入されているタブレット端末を活用した相談システムである「アシスとおはなし」への好意的な回答や、「相談できる人が近くにきてほしい」といったアウトリーチへの要望等、多様な回答がありました。

【子どもの自己肯定感について】

- 多くの子どもが「自分のことが好き」「毎日が楽しい」と回答しました。しかしながら、「自分のことが嫌い」といった声もありました。

- 親や友達など、周りから大切にされているかという問いについては、多数が「大切にされている」と回答しました。なかには、「親からは大切にされていない」「施設のスタッフからは大切にされているが、自分がそれに応えられていない」という意見もありました。

【豊島区の施策に関すること】

- 区役所にやってほしいこととして、「公園」に対する要望が多く出され、特に「野球やサッカーができる公園を増やしてほしい」との声がありました。その他、自分が利用する施設を増やしてほしいという声が多くありました。